開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君）　日程第１、一般質問を行います。

◇　鹿兒島　　　巖　君

○議長（目時重雄君）　ただいまから、順次質問を許可します。

４番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

なお、鹿兒島議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたしますので、配付願います。

〔資料配付〕

〔４番　鹿兒島　巖君登壇〕

○４番（鹿兒島　巖君）　４番、鹿兒島巖であります。質問に入ります前に、一言申し上げたいと思います。

３月の町議会改選に当たりましては、町民の皆さんから新たにご理解をいただくことができました。これから４年間、町民の皆さんの声をしっかりと受け止めて、与えられた任務に就いてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

日本共産党小坂支部は、今年２月から３月にかけて、まちづくり政策の基礎となる町民の声や要望を聞くための町民アンケートを行い、その結果を公表したところでありますが、こ

の町民アンケートに寄せられた声や要望に応えることが私の責務であると考えて、まずこの第１回目の議会で質問をさせていただきます。

そこで、具体的な課題に入る前にアンケートへの回答全体について、どう受け止めていただいていたか。例えば「町で力を入れてほしいこと」との設問で、「高齢者福祉の充実」という項目に対して40.9％、それから「除排雪対策」については35.5％、「雇用・就職対策」については30％といずれも高い要望、声が寄せられた内容になっております。

また、個別課題では「子育て支援で実現してほしいこと」で「教育費の負担軽減」、あるいは「暮らし・福祉で実現してほしいこと」で「公共交通の利便性の向上」が高い比率を示しております。施策の具体化が必要不可欠と受け止めておりますけれども、まずこれらについてどのように受け止められたか所信をお聞かせいただきたいと思います。

そして、これらの課題については、今後の議会の中で私自身、順次取り上げさせていただきたいと思っております。今議会では、人口減少・高齢化社会で一番大切な施策は、国や自治体が安心した暮らしに責任を持ち、それを保障することであることを前提として、２つの課題について質問し、提案をしたいと考えます。

そこでまず、第１の課題は、公共交通の利便性の向上についてであります。

人口減少・高齢化社会で一番大切なことは、安心した暮らしを国や自治体が責任を持って保障することと考えております。安全で安心できる地域社会の形成にとって、地域交通政策はその根幹となる施策と考えます。交通権を保障し、地方自治体の本旨を生かし、協働で持続可能な地域社会を目指す政策として、公共交通の利便性の向上に向けた取組が喫緊の課題となっており、町でも一昨年、地域公共交通計画を策定し取組を行ってきているところでありますが、この進捗状況はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。町民の声に応える施策の具体化を求めたいと考えますけれども、所見を伺った後に改めて質問をさせていただきたいと思います。

次に、２つ目の課題、除雪対策について伺います。

降雪期の問題について、この時期の暮らしづらさから町を離れるなど、これまでも何度か取り上げてきたところでありますが、除雪、中でも間口除雪の問題が解決できればという町民の声を多く聞くところであります。アンケートの中でもそのことが示されておりました。住み続けられるまちづくりへの施策として具体化すべきと考えますが、所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、まずこの２つの課題について答弁をいただき、答弁を聞いた後に改めて質問をさせ

ていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　それでは、４番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　おはようございます。

４番、鹿兒島議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、公共交通の利便性の向上についてであります。

地域公共交通計画を策定し取組を行ってきているところでありますが、その進捗状況はどうかとのお尋ねであります。

地域公共交通計画は、令和２年６月の地域公共交通活性化再生法の改正により、計画策定が努力義務化されるとともに、国庫補助の要件とされたことを受け、令和４年３月に策定しております。

公共交通は利用者が減少し、公共交通事業を取り巻く環境は厳しさを増している一方で、高齢化に伴う運転免許証返納等により移動手段を持たない町民にとって、日常生活を送る上で重要な役割を担っております。

本計画では、４つの基本方針を設定し、町民生活の確保・維持のために公共交通を再点検し、町民ニーズに即した公共交通の在り方を検討して、計画の実現を目指すための６つの目標を定めております。

計画の進捗管理については、小坂町地域公共交通活性化協議会が担い、事業進捗の評価、課題等の検証、運行の調整、利用促進策の検討等を行うこととしております。協議会では、運行ダイヤや運行経路の見直し等のほか、効率的で利便性の高い運行を提供するために、実施状況、目標・効果の達成状況、今後の改善点の洗い出し等を毎年度実施しております。

また、地域内交通である町営バス野口線と上向七滝線は、それぞれ利用促進対策協議会を開催し、沿線地域住民の代表の方々にご参加をいただいて、利用実績の報告と運行方法の改善等、利用促進対策について協議しております。協議会では運行車両についての意見交換も行われており、小型化のメリット・デメリット、路線の再構築、運行回数の適正化、維持管理費の軽減や合理化など検討課題が挙げられています。

一方、地域間交通は、大館市、鹿角市を結ぶ秋北バスの路線が、令和６年４月の小坂高校の統廃合により、小坂高校にバス通学していた大館・鹿角方面からの学生の利用がなくなること、令和６年３月末で秋北バスの回数券が販売終了となることなど、町を取り巻く路線バ

ス利用環境が大きく変化することが懸念されました。これを受け、秋北バスの全路線が乗り放題となる定期券かぶきんパスの取扱いを４月から始め、通院や通学、買物など日常生活における移動手段としての公共交通の利用促進、運賃の負担軽減を目的に、購入費の一部を助成しております。４月１か月の販売実績は、高校生等扶養世帯支援給付金５万円を給付した影響と思われる６か月または３か月定期を購入する高校生の利用が多く見られ、好調な滑り出しとなりました。

公共交通を取り巻く環境は、マイカーの普及による利用者減少のほか、ドライバー不足の問題など、運行面や経営面において非常に厳しい状況にあります。地域住民の暮らしの足を守る一方、安心して利用してもらうための取組と事業の継続するための工夫が必要であり、町では公共交通への利便性の向上に向けた検討を実施しているところでございます。生活と地域社会を支える重要なインフラとして、町民の皆様が積極的にバスを活用して、乗って残していくための方策を引き続き皆さんとともに考えてまいりたいと思います。

次に、除雪対策について、住み続けられるまちづくりへの施策として具体化すべきと考えるがどうかについてのお尋ねでございます。

当町の雪対策及び除雪体制につきましては、毎年、小坂町雪対策連絡協議会における意見交換での意見を参考にして、冬期生活に支障が生じないよう除排雪作業を実施するとともに、安全で安心な道路の確保に努めております。

その中で、議員ご指摘の間口除雪への対応でございます。

１つ目として、生活弱者世帯を地域全体で支援することを目的に、あんしん除雪支援事業、いわゆる間口除雪を自治会単位で取り組んでいただいております。平成27年度から始めた事業で、自力での除排雪作業が困難な高齢者や障害を抱えておられる方々を対象に道路の除雪によって住宅の出入口部分、間口に堆積した雪を除雪していただいております。昨年度は13自治会で57世帯に対応していただき、地域コミュニティー醸成がより向上していることに感謝しております。

２つ目といたしまして、要援護高齢者等を対象に簡易な日常生活上の援助を行う軽度生活支援事業があります。平成21年度から始めた事業で、提供できるサービスに冬期間の除雪が含まれ、毎年12月から３月までの期間、鹿角地域シルバー人材センター、花輪ふくし会こさかわいわいセンターに委託しております。38名が利用登録しており、希望者は月12時間まで、利用料は契約単価の２割負担でサービスを利用しております。

３つ目としまして、サービスの提供を受ける方、サービスを提供する方が相互理解の上で

地域でのつながりを深め、地域の住民が主体となった共生社会の充実と支え合って暮らす地域づくりを目指すため、助け合い倶楽部事業を令和４年度から社会福祉協議会へ委託し実施しております。利用者52人、活動者26人が登録し、短時間の介護、介助、生活援助、通院同行などのほか、冬期間は除排雪を行っております。昨年度は、延べ14回サービスを利用されております。

そのほか、町内除雪デーにつきましては、昨年度は４自治会から合わせて５回の申込みがありましたが、気温が平年より高い状態が続き、雪解けが進んだこともあり、結果３自治会において合わせて３回の除排雪を実施しております。

冬期間は日常生活に除排雪作業と重労働が加わり、大変な思いをされている方が多いと推察いたしております。今後も様々な雪対策への課題が出てくるものと思いますので、状況を見極めてまいりたいと思います。

以上、４番、鹿児島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（鹿児島　巖君）　ありがとうございました。

それでは、改めて、質問をさせていただきます。

その前に、質問に関係する資料を議長の許可をいただいて配付させていただいておりますので、少し資料について説明をさせていただきたいと思います。

資料１ページから４ページが、第１・第２の課題に関する資料で、暮らしのアンケートに関わるものであります。

まず、１ページから３ページが、暮らし向きや町政などに対する意見、要望に関わるもの、それから４ページ目が、アンケートに回答をいただいた方々の男女別年齢層あるいは居住地域の状況に関わるものとなっております。

そして、５ページ以降が、第１の課題に関する資料で、町営バスの時刻表などでありますが、これについては、第１の課題についての再質問のときに改めて説明をさせていただきます。

それではまず、１ページ目をご覧いただきたいと思います。設問１は暮らし向きについてでありますが、この中で「やや悪くなった」が半数弱の47.3％という状況、悪くなった要因については、一番多かったのが「物価が上がった」と答えた方が67.7％、それから「収入が減った」というお答えをされた方が21.5％、そのほか「医療費が増えた」19.4％など

が上位となっております。

次に、町で力を入れてほしいことについては、「高齢者福祉の充実」が40.9％、それから「除排雪対策」が35.5％、「雇用・就職対策」が30％などとなっておりました。

以下、子育て支援で実現してほしいことでは、「小・中の教育費負担軽減」が33.3％、暮らし・福祉で実現してほしいことは、「公共交通の利便性の向上」が38.7％と、それぞれ上位を占めておりました。

以下、２、３ページ目は、項目ごとでの記述について、記入者の表現を尊重して掲載いたしましたが、大変貴重な意見、要望であることを受け止め、提出させていただきました。

まず、第１の課題、公共交通の利便性の向上について改めて伺います。

この課題は、ただいまお示しいたしました町民アンケートの暮らし・福祉で実現してほしいということの最上位であるということを踏まえて、これに応えるべき責務からの質問と提案であります。

まず、公共交通とはどういうものか、交通の本質と意義、そして地域交通政策の理念は何かについて考えてみたいと思います。

交通は人間の交流を促す人権、交通権であることを理念の中心に据える必要があるということ、交通権とは、憲法第22条、居住移転及び職業選択の自由あるいは第25条、生存権、そしてまた第13条、幸福追求権などと関連する人権を集合した新しい人権という認識が最近注目されているところであります。そして、交通権が保障された地域は、誰もがいつでもどこでも安全で安心できる豊かな交通を享受できる地域社会になるわけであります。

これは余談になりますが、ある情報誌に地域交通政策とまちづくりに関する特集記事が掲載されておりまして、その記事の冒頭に「中学校公民の教科書に赤字バス路線に税金を使うべきか、市長の立場から社会資本の整備について考える」、こういうテーマがありました。この教科書の赤字バス路線に税金を使うべきかを問題提起として、交通の意義や国・自治体の責務、地域交通政策の理念を考えるという前書きが目に入りました。そこで、この教科書でこのテーマをどういった内容で扱っているのか、税金投入を公的に捉えているのか、そうでないのか、知りたくなりまして、我が町の中学校で使っている公民の教科書にこういったテーマがあるかどうか、教育委員会にお尋ねしてみました。しかし、残念ながら町の教科書にはこのテーマはないということで詳細を知ることはできませんでした。けれども、公共交通、地域交通問題が教科書で取り上げられるということは、こういった問題が今や社会問題化しているあかしであると考えるわけであります。こういった社会状況に対応する理念の醸

成と相まって、国は令和２年６月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を行いました。町もこの法改正を受けて、町民生活の確保・維持のために公共交通を再点検し、町民ニーズに即した公共交通の在り方についてを検討し、実現性のある計画を目指すとして、令和４年度から令和８年度までの地域公共交通計画を作成しているところであります。

そこで伺います。今、計画として策定されている中で、先ほどの町長のお話を伺いますと、バスに関わる新しい施策としてかぶきんパスが、できたと受け止めましたけれども、そのほか特に今までの公共交通体系や交通運賃について、その計画策定以降、今日までの間に何か変化がありますか。あったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（窪田圭一君）　まず、一番大きな課題が、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、小坂高校の統廃合の問題でありましたので、それに対応するためのかぶきんパスの導入が一番大きな取組でございました。

あと、これも町長の答弁の中にありましたけれども、各路線ごと、野口線、上向七滝線それぞれの路線ごとに利用者の方に集まっていただいた利用促進対策協議会というのは毎年継続して開催しておりますので、その中で毎年いろいろ利用者の方から改善点や要望など聞かせてもらった上で、それに対して使い勝手のいいようなダイヤの編成にする等改善できるところから取り組んできているところです。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（鹿兒島　巖君）　ありがとうございます。

次に、具体的な中身について少しお話を聞きたいと思います。

今お話にもありましたけれども、現在、町自体にある公共交通は、町営バスの野口線と上向七滝線、それに秋北バスの花輪方面と、それから大館方面の路線バスになりますが、配付いただいた資料の５枚目以降が現在の各路線の時刻表であります。町営野口線は、下り小坂操車場の６時40分を始発として、上下各６便の運行、それから町営上向七滝線は、下り大地６時41分始発で上下５便の運行、そして秋北バスでは、花輪方面行きが、行き先は異なりますけれども、16便、それから大館方面が、これも行き先が異なりますけれども、便数としては９便となっている。これはインターネット等で調べてみました。

そこでまず、町営バスについて伺います。

２路線の運行となったことについては一定の評価があると受け止めております。そして、その中身の改善について、先ほど言った協議会等で議論されていることも受け止めたいと思

いますが、まず、野口線は、朝６時台、７時台、各１便ですが、その後、12時台まで約４時間の間隔が空いている。それから、午後の３便はそれぞれ３時間あるいは１時間、２時間の間隔となっている。最終便が午後７時台になっております。上向七滝線は、朝６時台、７時台が各１便で、その後は３時間半空いておりまして、３時間半あるいは４時間の間隔となって、上りの最終便が17時台となっていますが、この便数の問題はやはり非常に利用しにくいという、評価をいただいております。

運行の間隔が空き過ぎるという声に応える方策が必要ではないでしょうか。少なくとも各便で、まず町の中心部に行って、用を足して１時間、長くても２時間くらいで用は終わります。ところが、先ほど言ったお昼の便等では３時間、４時間ないわけで、その間どうするかという問題があります。結局待ち切れないから、ほかの便に乗ることがある、あるいは最初からもうバスに乗らないという形になっている。

町営バスではそのほかにこういった、まずこの便数の問題について、やはり利便性を考えるならば、町民の生活実態に合った利用ができるように近づける必要があるのではないか。こういう要望に応えることが、まずバスを利用してもらうことを増やす。増やすことによって、町民がより暮らしやすくなる。こういうことについての努力が必要ではないかと。それから、こういった運行の問題、回数の問題、この辺についてはどのように受け止めているのか。町民の生活実態との関係でどういうふうに考えるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（窪田圭一君）　利用者協議会などの中でも、確かにその乗り継ぎといいますか、町に下りてきてから帰るまでの時間が長過ぎるとか、そういう要望も伺っております。しかし、走らせるためにはそれなりの経費もかかります。あと、現在の運行はそれぞれ１台の車両で運行しておりますので、結構長い路線でありますこのバスの時間のやりくりの問題もありますし、そもそも走らせても乗る方がいないと、それもまた採算面での問題の側面もありますので、使う方からは増やしてほしいという要望がある一方、空のバスが走っているのではないかという声も一方でいただくこともあります。その辺の調整もありまして、利用の少ない時間帯につきましては運行しないという、そういう現在のダイヤ編成になっているものと思っています。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（鹿兒島　巖君）　運行して空のバスが走っているから云々というような声もあると言います。しかし、先ほど前提で言いました、公共交通を守ることについては基本的な国民の

人権として守る課題、そのための費用として、教科書の例も出しました。こういったことについて、お金を使うことについて、どうなのかと。社会的な仕組みを守るために税金を投入することについてどうなのかということは課題にあるというふうに申し上げましたけれども、私はやっぱりそういう意味では、考え方によっては無駄遣いなのかもしれないけれども、しかし、それは必要なのではないか。社会資本を投入することの必要性というのはそこにあるのではないかと考えているわけであります。

したがって、不便であれば利用しなくなるわけですから悪循環になる。多少無駄が見えるかもしれないけれども、利便性を増すことによって利用者が増える。そのことが実際に運行した価値を見いだすということになるのではないかと。その辺についても、ぜひ協議会の中でも論議をしていただきたいと思います。町民のために本当にいい施策として、町民の利益をまず優先する。そのために多少あるいはその一定の財源がかかってもそれも必要な経費なのだということについてのご理解をいただくという取組が必要ではないかと思って提言をしたわけであります。まず、この点について、ぜひとも受け止めて検討をしていただきたいと思います。

次に、そのほかの課題については、例えば町営バスではそのほかにノンステップやワンステップでの乗車ができる車両の切替え、こういう要望もあります。高齢になりますと、あのステップがなかなか、僅かなことだけれども、大変だと。これがノンステップあるいはワンステップであれば、もっと利用しやすいな、こういう声に応えることについても協議をぜひお願いをしておきたいと思います。

町は、先ほどの町長の答弁でありました、計画の第７章に基本理念・方針を明示しております。基本理念として、地域住民の生活の足と来訪者、観光などで来る方々です、来訪者の足の確保により魅力ある未来につなぐ地域公共交通の実現、こういうことを基本理念にうたっているわけですね。今言いましたように、地域住民の生活の足です。この基本理念を実現するためには、先ほど言ったように、一定の財政投入、これは当然あってしかるべきだというふうに私は考えます。

その中で基本方針として４つ、先ほど町長も述べました。地域輸送資源の総動員による持続性の高い交通体系の構築、すばらしい表現ですよね。地域輸送資源の総動員によるですよ。持続性の高い交通体系の構築、これを基本方針の第一番に掲げているのでしょう。２つ目、新たな交通結節点の整備に伴う利便性の高い環境整備。３つ目、環境需要を考慮した魅力的な観光二次交通の整備。４つ目が、町民主体の取組の推進及び利用促進に向けた態度変容を

掲げているわけです。この基本方針、すごい方針ですよ。これができたら、私がさっき言ったようなことを全部クリアできるのではないか。せっかくつくったこの方針を具体的にぜひとも実施していただきたい。中でも、私は基本方針の４、町民主体の取組の推進及び利用促進に注目をしております。

これは少し違う話になるかもしれませんけれども、先日、県内の町村の監査委員協議会の総会が三種町で開催されました。総会後に研修会があって、三種町での「公共交通への取組、住民共助が実現させた公共交通空白地100％解消、そして新たなコミュニティーの形成へ」と題して、地域公共交通の確保・維持に向けたふれあいバス、巡回バスの取組として、住民共助による定時・定路線のコンパクトなコミュニティーバスが町全体を運行する取組について、三種町職員から伺うことができました。中でも、この取組を成功させるために町の担当者が60回以上も町の中に入って、個人や団体のところに足を運んで協力を呼びかけて、そしてその中で自分たちで何ができるのか、事故が起きたらどうするの、あるいは町民のほうからいろんな意見が出たそうであります。自分たちで本当にできるのかと、町民が事故を起こしたらどうするのか、そういう不安や心配の声と向き合いながら、本当に60回以上、町の中で職員が話し合ったそうです。そして、その中で理解を得ながら町が主体となり体制を整える、そういうことだから大丈夫なのだと、町が責任を取るからやっていこうということを説得して、相談・協議を重ねる中で住民共助組織７団体を立ち上げて、そしてこの住民主体によるバス運行がスタートとしたという話を聞いてきました。非常に感動したわけであります。

先ほど言ったように、計画があったわけですから、その計画を実現するために職員がやっぱり町の中・町民の中に入ってやっぱり協議していくと。その姿勢がぜひ必要だなと考えて受け止めたわけであります。この三種町の取組については、町の担当者もある程度知っているようであります。ぜひこういった事例に学んで、町が作成した理念・方針等をしっかり踏まえて、具体的な施策が展開できるように取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、町長はどのように受け止めますか、お聞かせください。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今、鹿児島議員からの提案という状況でありますので、まずこの基本方針にできるだけ沿えるように、町のほうとしても頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（鹿児島　巖君）　ありがとうございます。ぜひ取組をお願いしたいと思います。

改めて申し上げます。人口減少、高齢化社会で一番大切なことは、安心した暮らしを国や自治体が責任を持って保障する、こういうことだと思います。人口減少、高齢化社会における地域交通政策は、憲法を理念とした安全で安心できる地域社会を目指す交通権が保障される制度を確立し、協働で持続可能な地域社会を目指す施策であることを申し上げて、この課題について終わりたいと思います。

もう一つの課題、除雪対策について改めて伺います。

先ほどお示しした町民アンケートの設問の「町で力を入れてほしいこと」の一番多い回答が、「高齢者福祉の充実」でありますが、その次に「除排雪対策」が35.5％と申し上げました。また、資料２ページの意見欄には、上から４行目に「高齢で除排雪の不安がある」、あるいは下段３行目以降に「年々年を重ねてシンドイな～と思うことは冬の除雪、間口に大きな雪の塊を置かれるとスコップで砕けず、運ぶことも寄せることもできず泣きたくなる。このことで将来、小坂に住み続けることは無理かなと思います云々」という記載があります。また、３ページの「暮らし・福祉で実現してほしいこと」で「同じ町内でも積雪の状態は違うので状況に合った除雪を」など、これは少なからぬ町民の切実な思いであると受け止めましたけれども、まずこういったことについて、しっかりと受け止めていただきたい。そして、これらの声、要望はますます高齢化が進む町でこれに応える施策が待ったなしの課題となっていることを受け止めて、具体的な施策について提案をしたいと思います。

例えば具体的に言えば、間口除雪について、現在は町の大型ローダー、いわゆる除雪車ですね。町道を一気に押し上げていくわけですね。ところが、その大型ローダーで除雪された雪のはじかれたものが間口にたまっていくわけです。これが問題になっている。申し上げますけれども、小坂町の除雪は非常にいいという評判です。例えば大館に行ったって、小坂がすごくきれいだなと言われます。確かに非常にいい除雪をされていらっしゃる。それは認めます。しかし、その中で今言ったように、間口は取り残されている状況で、ローダーが行った後も出ると塊がどどっとその間口にある、これが大変なのですよ。除雪の後に間口に雪がたまっている。こういった日が長く続くと、なかなかこの町で住み続けるのは大変かなということで町を離れるという話がありました。実際に離れてしまった方も私は知っております。

それにもう一つ加えるという形で、大型ローダーともう１台、小型のローダーを組み合わせて、大型ローダーの通った後に小型ローダーが各個人の間口を除雪するといった体制も取れるのではないか。器材の問題あるいは人材の問題で、また費用のかかる話になりますけれども。私は先ほど言ったように、金はやっぱり必要なときかけると。これは別の話になりま

すけれども、町の決算をすると毎年五、六千万円の黒字が出て、予算上は問題になりますよね。そういったものを残すことはいいのかどうなのか。積立金を積むことはいいことなのかどうなのか。財政はやはり活用すべきだと。お金をかけることについて、ちゅうちょするのはおかしいのではないかと思います。金をかけることを覚悟で、町民の利便性を図るために取組をする、それが町の役割ではないかというふうに思います。

前回もお話ししましたけれども、人口4,500人ほどの町で、65歳以上が2,100人、75歳以上は1,300人、これらの町民の中で少なくない声としてしっかりと受け止めて、その声に応えるという具体的な政策が必要ではないか。答弁では、先ほど町でも一定の取組をしながら、具体的なその間口除雪等々の取組を行って、年間何人のその世帯の方々に取組をしたという報告がありましたけれども、そういった規模ではなく全町的にやっぱり対策が取れるような形でやっていただかなければいけないのではないかと思います。

現在の人口減少は加速度的に進行するということは誰の目に見ても明らかであります。現在の状況がそれを促進している、住み続けられるまちづくりへの町の最重点課題として位置づけて取り組んでいただきたいと思いますけれども、最後にそのことについて、町長の考えをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今、鹿児島議員からいろいろご質問ありましたけれども、まずこの間口除雪とかについては、金をかける必要はあるとは思いますけれども、今の状況ですと、大型の後に小型をつけて回るというところは委託している業者に聞くと、今のところは無理というような形で、取りあえず一旦７時なら７時までに全町をまずやって、その後でまた小さなところにも入っていっているという話も聞いております。一回に大きいのと小さいのと組み合わせて回るというのが少し無理があるのかなとは思っておりますので、その辺もまた委託のほうにもいろいろ検討してもらいながら、できるだけ負担のかからないように、町に今、高齢者の方々が残っていただくことを最優先にして考えていかなければならないと思っておりますので、またいろんなご意見等あればお聞かせいただければと思っております。

○議長（目時重雄君）　これをもって、４番、鹿児島巖君の一般質問を終結いたします。

◇　工　藤　文　明　君

○議長（目時重雄君）　次に、２番、工藤文明君の登壇を求めます。

なお、工藤議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたしますので、配付を願います。

〔資料配付〕

〔２番　工藤文明君登壇〕

○２番（工藤文明君）　２番、工藤文明です。議長から発言の許可をいただきましたので、小坂町議会において初めての一般質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

質問は提案を含めて３点あります。

１点目は、小坂町防災ハザードマップを活用し、町民の防災意識を向上させたいという提案です。

令和４年３月に発行された小坂町防災ハザードマップは、自然災害が町で発生した場合に備え、どのような被害がおこり得るのか、それにどう対処すべきかを的確に分かりやすくまとめています。

いざというときのために繰り返し目を通しておきたい一冊ではありますが、防災意識というものは一緒に生活する家族や地域で暮らす身近な人たちと相談しながら理解することによって効果が上がるものであり、個人で目を通してもなかなか身につくものではありません。

そこで、このハザードマップをテキストとして、希望する町民・自治会・団体の下へ担当者が出向き、防災意識向上のため、防災学習会を計画し実施したいものと考えますが、ご意見をお聞かせ願います。

担当者に同行する講師役としては、防災士の有資格者が町に複数おりますので、防災士が適任かと存じます。私も全面的に協力いたします。

２点目は、ツキノワグマによる人身被害防止についてです。

昨年に続き、ツキノワグマによる人身被害の発生が危惧されています。事故を未然に防ぐため、熊の目撃情報などを正確に把握し、人命を最優先にして、できるだけ多くの町民と有効な情報を共有すべきであると考えます。

まずは、熊などを目撃した際の通報先を明確にしていただきたいこと。時間を問わずに目撃情報を受け付けることができるかどうか。メール配信に登録していない町民へ熊出没情報の周知をどう図るべきなのか。人身被害防止に向けて、町が今行っている対応で十分なのかを伺います。

３点目は、十和田湖の緊急事案対応の現状についてです。

十和田湖の小坂町側の緊急的な事案については、令和２年４月１日から十和田湖休平に鹿角広域行政組合消防本部が十和田湖出張所を開設し、消防業務を行っています。

十和田湖出張所は24時間体制でありますが、職員２名で小坂町消防団休平班の軽積載車によって出動していますので、最も要請が多い救急の事案については、消防署小坂分署などからの出動となります。ちなみに、軽積載車とは、軽自動車のバンタイプの車両の後部に移動式の小型ポンプなどを車載して、主に消火活動ができるように装備されたものです。したがって、この軽積載車では急病人などの搬送が困難です。交通事故では車両に閉じ込められた人を救出するなどという緊急性の高い活動もできない場合があります。

十和田湖生出地区では、道の駅十和田湖がこの秋10月10日にオープンを予定していますので、今後、十和田湖の小坂町側では観光客の増加が見込まれます。町の発展に大変期待される施設ですが、今、十和田湖の現地で救急車を要請しても到着までに30分を要する現状があり、これを課題と見なければなりません。課題解決のための対策について伺います。

以上です。

○議長（目時重雄君）　それでは、２番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　２番、工藤文明議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、小坂町防災ハザードマップを活用した防災意識の向上についてであります。

ハザードマップをテキストとして、希望する町民・自治会・団体の下へ出向き、防災意識の向上のため、防災学習会を開催してはどうかとのお尋ねでございます。

町では、令和２年度から防災体制の強化を図ることを目的に、総務課内に防災専門官を配置してまいりました。その中で、ハザードマップの見直しに着手し、令和３年度末には現在のハザードマップが完成し、町内全戸にお届けすることができました。

そして、この間、近年増え続けている大雨災害に備えて、ハザードマップを活用した講習会等を開催しております。

秋田県防災士会から講師を迎えて開催したマイ・タイムライン講習会では、町ハザードマップを使って、洪水災害などある程度事前に予測できる災害に対して、住民一人一人の防災行動計画を作成し、安全な避難に備える洪水ハザードの避難行動を考えました。

このほか、秋田大学地域防災減災総合研究センター教授による防災に関する講習会や、秋田地方気象台の地域防災官を講師に迎えて、大雨対策を考えるワークショップを開催したり

しております。

また、自主防災組織の防災力向上を図るため、自治会役員を対象に防災研修を実施したり、昨年は大館市の防災士を迎えて、向陽体育館で避難所設営訓練を実施しております。

しかし、これまでの研修は自治会の代表等地域の代表の方々に、セパームホール等の広い会場に集まっていただいて開催する講習会がほとんどでありましたが、住民一人一人が被災することを自分事として捉え、自らの命は自ら守るという意識づけをしていくためには、もっと小さなグループでの演習を開催していくことは効果的であると考えております。町の出前講座では、ハザードマップに関するメニューも用意してありますので、多くの町民、団体に活用していただきたいと思います。

町内に防災士がいることを大変心強く思っております。このような住民に対する啓蒙活動には、防災士の活躍が不可欠であると考えますので、積極的に活動していただけることを期待しております。

また、今年度も防災士資格取得費用を支援するための予算を計上しておりますので、もし興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お知らせいただけると幸いでございます。

次に、ツキノワグマによる人身被害防止に向けてのお尋ねでございます。

昨年の小坂町での熊の目撃情報は、前年より大幅に増加し、２倍の130件となっており、今年も５月末現在で９件となっております。また、令和５年度は町内での人身事故は発生しなかったものの有害駆除頭数は57頭に上り、今年５月18日に発生した鹿角市十和田大湯地内の人身事故現場は小坂町に隣接していることから、ご指摘のとおりツキノワグマによる人身事故発生が危惧されております。

町では、観光産業課農林班を窓口に、町民などからツキノワグマなどの有害鳥獣出没情報の提供を昼夜を問わず受け付けており、閉庁時には宿直を通じて担当へ情報伝達するようにしております。その情報により状況に応じて現場へ向かい、必要な対策を取ることとしております。

また、その目撃情報は町民などへのメール配信を行っているほか、秋田県ホームページの秋田県野生動物情報マップギャラリーに出没状況を掲載しており、ツキノワグマやイノシシなどの野生動物出没情報を得ることができるようになっております。そのほか、熊出没注意看板や緊急の場合にはチラシ配布を行うこととしております。

しかし、メールやインターネットを利用できる環境にない方もいらっしゃることから、瞬時の情報は得ることができないため、広報こさかなどで被害防止に向けた情報提供を継続す

るほか、場合によって広報車での注意喚起を行いたいと考えております。

次に、十和田湖の緊急事案対応の現状について、救急事案についての対応策のお尋ねでございます。

鹿角広域行政組合消防本部では、十和田湖地区の消防救急業務につきまして、令和２年４月１日より、鹿角広域行政組合消防署十和田湖出張所を運用し業務に当たっております。常時２名が24時間体制で火災、救急など緊急事案に対応しております。救急事案についても救急車は配備されておりませんが、緊急出動し必要な処置を実施し、小坂分署等からの救急隊へ引き継いでおります。

県境を挟んで隣接している青森県の十和田地域広域事務組合消防本部とは相互応援協定を締結しており、体制の強化を図っております。また、定期的に意見交換会を実施して、十和田湖畔地区全体の消防救急体制について協議していると伺っております。

当町といたしましては、十和田湖畔地区の消防救急体制が充実されるよう注視してまいりたいと思っております。

以上、２番、工藤文明議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　質問しました３点について、それぞれ丁寧なご回答ありがとうございます。

まず、確認事項もございますけれども、一つずつ伺ってまいります。

防災学習会を個人のレベルとなりますけれども、開催したいという提案に対して、それを容認してくださるご意見をありがとうございます。早速、私のほうからも総務課防災担当と相談し、協力して防災学習会の開催を進めてまいります。ですが、町長からの訓練の状況のご説明もありましたが、町民の防災に対する意識が上がってきておりません。これはどういったところに原因があるかと推測されますでしょうか。感想でもよろしいですが、お答え願います。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（窪田圭一君）　あくまでも私個人の感想ですけれども、やっぱり小坂町はこれまで災害が少ないということで、割と安心して過ごしてきたなという感じがします。いろんな自然災害において、ほかに比べるとということであります。県内的には、昨年、大雨、秋田市中心にすごく大きな被害があって、大きな話になっていますが、当町としては一昨年の７

月、８月の雨のほうが被害が大きかったわけですが、そのとき、我々自身、役場の中でもやはり災害に対する備えというのが足りていないなというところをすごく感じさせられた事案でありましたので、我々役場でもそうですので、町民の皆様においてはますます意識が低いような感じもしますので、これから一人一人、先ほど町長の答弁にもありましたように、一人一人のところで自然災害に対して対応していかなければならないというような意識づけが必要であると考えております。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　突然の質問で申し訳ございませんでした。私も総務課長の回答に同感です。町民の方から、よくお話を伺います。小坂町は自然災害が少なくて大変住みやすい場所だ、そういう意見が多くあります。確かに過去に発生した昭和58年日本海中部地震、それから平成23年東日本大震災、いずれの大きな災害でも私たちの町では人的な被害はございませんでした。それは幸いです。それでも油断は禁物です。大きな災害を経験していない私たちだからこそ、災害に対する心構えと備えが必要です。ですから、防災意識の向上に努めてまいります。ぜひ町としても背中を押していただいて、広報、それからメール配信でもＰＲをしていただければ幸いに存じます。

次に、熊対策について、もう少し確認をさせてください。

５月18日土曜日13時頃、鹿角市十和田大湯大平で警察官２名がツキノワグマに襲われて大けがをした件を受けて、その日の夜に町の入山ゲート全てを閉鎖し入山禁止とする決定を知らせるメール配信がありました。メール配信の時刻は21時59分でした。既にタケノコ取りのシーズンに入っていましたが、入山者の安全を最優先にした町の速やかな判断、適切な対処だったと思います。

町からのメールには、連絡先として農林班の番号が出ていましたので、確認の意味で私、電話をしてみました。時間は22時を過ぎていましたが、職員がちゃんと電話に出て説明してくれました。その農林班の職員に聞くと、翌朝も問合せに対応するため職場に待機するとのことでしたので、担当する職員には大変な負担をかけているのだなと思いました。頑張りが感じられました。ですが、町の対応にはもちろん限界があるはずです。今、熊の目撃情報を毎日のように追ってもらっておりますけれども、この対応を例えば先ほども町長からの答弁がございました。新しい動きとして、県の窓口が開設されます。ツキノワグマ等情報マップシステム、これは７月からの運用となりますが、こちらのほうに全面的に情報を共有する形でお願いする、こういうことも考えてはいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　県のほうからは、既にこのマップシステムを活用するという情報をもらっていますので、全県的に熊の出没がどのような箇所にあるのか、これを見れば一目瞭然となりますから、町としても、県のほうには積極的に掲載をお願いしていきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　承知しました。そして、熊の町での目撃情報を警察機関へ提供しているということはございますでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　もちろん警察のほうにも情報提供していますし、結構、熊の目撃情報、逆に警察からいただいている場合もありますので、双方に情報共有はしております。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　分かりました。警察で情報を覚知した場合、その日の夜にローカルのテレビ番組にはよく出ます。そして、翌日の新聞報道でも熊の目撃情報が紹介されております。それを見る限り、小坂町のメール配信と相違があるようにも見えるのですが、その辺は私の見間違いになりますでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　新聞に掲載される流れについて、今現在把握しておりませんでしたので、後ほど確認して、メール配信、町から出た情報と報道に出るような情報と合わせてそごがないようにするように確認はします。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　ありがとうございます。確認したかったことは、町が通報を受けた内容、そして、警察への情報提供、県への情報提供、これらが全て共有されて同じ情報が速やかに町民に伝わるような、そういう体制を望みます。そういう体制ができているということであれば、これ以上の確認事項はないわけですけれども、いずれ熊はどこにでも出没する、そういった警戒の情報は常に発信を続けてもらいたいと思います。

　関連しますが、私たくさんの方からご意見をいただいています。例えば町内の新聞販売所の方から、こんなご意見がありました。新聞の配達員は早朝、町内でよく熊の姿を目撃していると。でも、その目撃した情報を110番するのにためらうとのことでした。配達の途中で

あればなおさらです。さらに農林班へ連絡するにしても、早朝の時間帯は誰も電話に出てくれないのだろうから、目撃情報を通報するにはどうしたらいいのかという相談でした。これは先ほどの答弁で、24時間宿直も通じて情報は受け止めているということでしたので、このように回答します。

それから、町内の路線バスの運転手からは、特に上向地区を受け持つと、ほとんど毎日熊を目撃する時期があるのだということです。しかし、運転中でもあり、通報のタイミングを逃してそのまま情報は出さなかった。ある地区に住む裏山に山林がある住人は、あんまり頻繁に自宅近くで熊が出没するので目撃した通報はほとんどしていないということです。これらを見ても、一例だと思われますが、熊の出没の情報は実際にはもっと多くに広がっていて、正確な把握が難しい状況であると思います。ですから、熊の目撃の情報をさらにもう一段強く呼びかけてもらいたいことと、そしてその情報の通報先、警察は110番、これを呼びかけておりますし、農林班、電話番号を示しておりますけれども、これをさらに周知していただくよう安全のためにお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　よくそのような話はこちらのほうにも入ってきます。見慣れているから、また出たから、今回いいやとか、情報を提供するのをしないで、そのままにしているという場合があるようです。それから、新聞配達員さんとかバスの運転手さんとか、緊急な場合はすぐにでも電話いただきたいとは思います。緊急性が低い場合は、例えばいついつ何時頃どこら辺で見たよというようなことを、後からでもいいですので情報提供いただければ、こちらから注意喚起したいと思いますので、そこら辺はお伝えしていただければと思います。あと、４月からは毎月、広報に熊に関する情報フォーラムを掲載しておりますので、そちらでも電話番号を書いておりますし、積極的に何かありましたら農林班のほうまで電話いただければと思います。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　ありがとうございました。

もう一つ、こういうご意見を町民からいただいておりました。リアルタイムではないのだけれども、熊の出没情報をまとめた上で熊のハザードマップを作成して広く町民に見てもらうというのはいかがなものかという要望でした。私も熊に関する講習会、研修会がございましたけれども、それを受講しています。熊の縄張はないということで20kmにわたって熊は移動します。ですが、熊は学習能力がありますので、一度おいしいものを味わった場所には戻

ってくる、そういった可能性もあります。ですから、同じ場所に熊の出没があるという可能性が大いにありますので、ハザードマップの作成、こちらを検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　私も５月17日に行われた熊の講習会に参加しまして、県の職員が示したあの出没マップを見て、ああなるほどなと。ヤブの木が出没の情報が多いなということが改めて分かったわけです。こちらのほうでも出没情報が来た場合に、地図にまとめるように熊の担当者には言っておりますので、町独自でハザードマップ、例えば町の管内図、それに丸印のシールを貼り付けるとか、そうすれば熊の出没がどのようなところで多いかというのが一目瞭然ですので、それは作るように指示はしております。それと併せて、県のほうにも情報提供することで、県全体での出没情報が分かるようになると思いますので、７月からの運用ということですから、そちらも活用していきたいと考えています。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　ありがとうございました。

それでは次に、十和田湖の緊急時の対応について再度お伺いいたします。

鹿角広域行政組合消防本部の今後の対応を見守りたいという回答でございましたから、この件につきましてはこれ以上の質問事項はないわけですが、現在の十和田湖での消防業務の体制について、十和田湖の方々から何かご意見、ご要望といったものは出ておりましたでしょうか。お尋ねします。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（古澤　健君）　議員のおっしゃるとおり、救急車が小坂分署から出ると少し時間がかかるということで、湖畔の旅館の経営者等から不安に感じている方もいらっしゃることは、消防本部のほうでも認識しておりました。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　さらに今のところ不都合などもあったというお話もないということでよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（古澤　健君）　今のところ重大な事案になったことはないということです。

○議長（目時重雄君）　２番。

○２番（工藤文明君）　ありがとうございます。

それでは、資料のほう準備しております。十和田湖の消防業務の現状について、これを説明して閉じたいと思います。

資料、上のほうは、秋田県十和田市と六戸町を管轄する十和田地域広域事務組合消防本部の十和田湖における出動状況です。十和田地域広域事務組合消防本部は、十和田湖休屋に、平成５年４月１日から十和田湖出張所を開設し、十和田湖畔の全地区に出動しておりましたが、令和２年４月１日からは十和田湖畔の十和田市側の範囲に出動区域を変更しています。24時間体制で職員は４名ないし５名が配置され、ポンプ車、救急車と水難救助にも対応可能な消防艇を有しています。

下の表は、鹿角市と小坂町を管轄する同鹿角広域行政組合消防本部の令和２年４月１日からの出動状況です。救急支援とあるのは、要請した救急車が到着するまでの間に行った活動の件数です。救助支援も同様です。令和５年に火災出動１件とありますが、これは県外の方が自殺を機とした交通事故で、車両の一部が燃えたため、火災扱いにしたものの消火活動には至らなかったという事案です。その他というのは、強風で倒れた木の排除、事故車両からの油漏れ、そういったその他の対処をした活動件数となります。

十和田湖の消防業務については、十和田地域広域事務組合と協定を締結して、相手方から小坂町側にも長い間、出動していただいたわけですが、最終的には協定内容に折り合いがつかなくなり、令和２年３月31日で協定が解消されました。私はこのとき、この件の担当者でしたので、協定の内容を維持するために相手側とぎりぎりまで話合い、交渉を行いましたが、現在の十和田湖で行われている消防業務の体制に着地するしかありませんでした。ですから、今でも責任を感じています。

令和２年４月１日から十和田湖出張所を開設するに当たって、十和田湖の住民説明会にも出向きました。広域消防の出先機関が新たに休平にできることはありがたいとか、やむを得ない変更だけれども初期対応として十和田湖出張所を置いてもらうのは心強いなど、住民からの意見は好意的なものでした。幸いこの４年間に大きなトラブルは起きていないということですが、今回改めて十和田湖の住人からお話を伺うと、県境の神田川を挟んだ向こう側に救急車がすぐに来て、こちら側には救急車がすぐに来ない、待たなくてはならない、そういう現状に、分かっているのだけれども不安や不満があると本音を聞きました。休平だけではなく、大川岱の住人からも同様の意見を数多く受けています。十和田湖は小坂町の一部です。十和田湖の小坂町側の住人は、十和田湖の小坂町を訪れる観光客は、現在安全な場所で過ごしているとは言えません。したがって、高い問題意識を持って、鹿角広域行政組合消防本部

の対応を見守っていただきたいものと存じます。十和田湖の緊急的な対応の現状について、町長の見解をもう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

〇議長（目時重雄君）　町長。

〇町長（細越　満君）　まずもって、私は鹿角広域行政組合の副管理者として、いまだに十和田湖に救急車等を配置できなかったことに深くおわびを申し上げます。副管理者としてではありますが、今後についてはできるだけ早く広域として十和田湖地区にきちんとした出張所などを配置していくように鹿角広域行政組合として頑張っていかなければならないと思っておりますので、どうかまた皆様方からのお力添え等もいただきながら、できるだけ早く設置していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長（目時重雄君）　２番。

〇２番（工藤文明君）　十和田湖の緊急的な出動の現状について、皆さんにお時間をいただいて認識をしていただきました。大変どうもありがとうございました。

質問を終了します。

〇議長（目時重雄君）　これをもって、２番、工藤文明君の一般質問を終結いたします。

◇　木　村　則　彦　君

〇議長（目時重雄君）　次に、７番、木村則彦君の登壇を求めます。

〔７番　木村則彦君登壇〕

〇７番（木村則彦君）　おはようございます。７番、木村則彦です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、４項目について一般質問をさせていただきます。初めての一般質問ですので、多少言い間違いがありましたら、ご容赦いただきたいと思いますし、また質問の意図が分からないことがございましたら、遠慮なく聞き返していただければと思います。

まず初めに、自治会館への冷房設備の設置についてお伺いいたします。

町の総合計画で、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らしていける具体的な取組として、自治会等身近な地域における居場所の創出を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、会館等、身近な場所を活用し、体操や交流を町民が主体となり行われるように努めるとなっています。私の住んでいる新花町自治会でも、お元気くらぶのほかに、お元気くらぶパ

ート２やいどっこサロンなど自治会独自で会館を活用して、体操やゲームなどで交流を図る取組が実施されていることからも、自治会館は地域にはなくてはならないものとなっています。

また、地域コミュニティーの推進という面から見ても、町民が主役となり、自治会運営及び活動に積極的に関わるためや防災上の拠点からも自治会館の機能強化が望まれることと思います。町でも、自治会館の大規模修繕や自治会等が自主的に活動し、自ら地域づくりに寄与する事業への地域づくり交付金制度を設けるなど、地域コミュニティーの振興には力を入れており、評価するものです。

さて、現在の自治会館は、町が整備し、各自治会が管理、運営している、公有建築物のため、大規模修繕は町が行うものですが、小規模修繕や冷暖房を含む設備は管理者である各自治会が行うものと認識しております。建設当時は、各自治会の負担で暖房設備はほとんど整備されていますが、冷房設備は必要性があまり感じられなかったせいか、ほとんどの会館では設置されておらず、現在に至っていると推測されます。

しかし、自治会館の機能として、町民等が集う公共建築物であり、町が行政目的で使用する場合は優先して使用できるということであれば、最低でも冷暖房設備は建設時に建物の工事に含まれてもよいのではないかと思います。当初、会館を建設する上での取り決めがあるのは分かりますが、各自治会を運営していくに当たっても、高齢化などから役員の成り手がいなく、近隣の自治体では自治会の解散などという事態もあることから、当初の建設に関わる取り決めについてもいろいろ見直すことも必要ではないかと思います。自治会においても、複数の自治会から冷房設備の設置についての何らかの支援制度がないか問合せがあると伺っておりますことから、さきに述べた高齢者等が快適に活動できるための冷房設備の設置については必要性を感じていることと思います。しかし、現時点では、さきに述べたように冷房設備は建設当初から各自治会による負担で設置しなければなりませんが、各自治会とも世帯数の減少や会館の電気料等の維持管理費等の負担からも財政的に大変であるかと推測されます。

そこで、自治会運営を継続的に支援するとともに、暑い季節に自治会館での地域活動を支援するために新たな施策として、町内各自治会館に一斉に冷房設備を設置していただけないものか。冷房設備への設置の要望ですが、町長の温かい答弁を期待いたしたく伺います。

２点目は、ツキノワグマ被害対策についてであります。

県内では、昨年、熊に襲われるなどしてけがをした人が過去最悪となり、今年も６月１日

までに６人がけがをするなど被害が相次いでいることから、県では５月31日までとしていたツキノワグマ出没警報を６月末まで１か月間延長することを決め、警戒を続けるよう呼びかけております。当町においては、昨年は人身被害はなかったものの熊の目撃情報は例年の２倍の113件、箱わなによる熊の捕獲が例年の６倍の58件を記録し、農作物への被害や町なかへの出没などで町民は不安な毎日を送ったことと思います。そのため、昨年は箱わなでの捕獲に対しては、猟友会による駆除には大変ご難儀をおかけいたしましたし、危険な行為に従事した猟友会の皆様には敬意を表したいと思います。また、町なかでの熊出没状況に対しては、町職員による見回りやロケット花火による追い払いなど、行政には今までにない対応にご苦労が多かったことと思います。しかしながら、今年度においても熊の目撃情報は多発しておりますし、お隣の鹿角市では想定外の人身被害も見られたことから、行政としてもできる範囲での万全な対応が望まれるところです。

そこで、お尋ねいたします。

町民の安心・安全のための現段階での今年度の町として取り組むツキノワグマ被害対策について、お伺いいたします。

次に、今後も想定外の被害の可能性を考えた場合、警察や猟友会など各関係機関との連絡体制が不可欠かと思います。今後どのような体制で被害対策に臨んでいくのかをお伺いいたします。

また、先日、町主催で県の鳥獣保護管理チームの職員を招いて、ツキノワグマの生態と対策についての講習会が開催されました。私も参加して大変勉強になりましたし、参加された皆様からは多くの質問が出るなどして、町民の関心の高さをうかがわせる大変よい講習会であったと思います。その講習会の中で、地域でのクマとの事故を防ぐために、寄せつけない、いつかせないための普段からの備えというお話がありました。

そこで、行政、町民が一体となって取り組むために、地域や町民から協力していただくための取組についての内容と、どのような方法で周知、お願いしていくのかをお伺いいたします。

３点目は、教育委員会の委員選任についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第３条では、教育委員会は教育長及び４人の委員をもって組織するとなっております。しかし、現時点では令和３年４月から１人の欠員が生じており、いわゆる法律に違反している状況が長期間続いております。教育基本法第16条では、地方公共団体はその地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に

関する施策を策定し実施しなければならないとなっています。そのため、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の事案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならないとなっており、教育行政の基本方針や重要事項を審議し、決定する上での教育委員の役割は極めて重要であると思います。

そのようなことからも、毎月の定例会や臨時会において、教育委員会の予算や条例、規則の制定などが議案として付託され、首長から独立した行政委員会としての審議がなされていると思います。教育委員の選任に当たっては、かなり以前、数人の人に打診したが、断られるなどして選任には至っていないと町長からお話を伺った記憶がございます。町長も適任者の委員選任には苦労されていることと思いますが、４人という少ない委員のうち１人が３年もの間、欠員となっていることは委員会活動にもいろいろ支障を来しているのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

前段でお話ししたように、町の教育行政を進めていく上で、極めて重要な役職であるにもかかわらず、令和３年４月から教育委員が１人欠員となっているが、３年もの間、欠員となっている理由をお伺いいたします。

そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第３条では、教育委員会は、教育長及び４人の委員をもつて組織するとなっていることから、速やかに適任者を選任すべきかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、４点目は、町長との懇談会の開催についてであります。

令和元年12月を最後に町長と町民との懇談会が開催されておりません。コロナ禍で開催が見送られてきたこととは思いますが、議会でもコロナ禍で３年間休んではおりましたが、昨年は６月と11月の２回、町民と語る会を実施しております。町長との懇談会は、町内各地で町長及び管理職が出向いて、町民と懇談するよい機会であり、コロナ禍前の懇談会では小坂町総合計画について説明するなど町の政策を説明できたことで、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」への理解が深まったことと思います。

第６次小坂町総合計画のまちづくりの基本方針では、本町が直面している様々な現状と向き合い、これからも町民の皆さんとまちづくりへの基本的な考え方を共有し、ともに小坂の未来を創っていくとなっています。町長も「町民が主役のまちづくり」を掲げていることからも、自治連協主催の町政座談会や各種町内の会合には積極的に参加して、町民や各種団体

との意見交換をしているものと感じております。そのようなことから、町の主要事業の説明や多くの町民からの意見等を行政に反映し、積極的にまちづくりに参加していただくためにも、懇談会を開催すべきではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

以上、４項目について質問させていただきましたが、答弁をお聞きした後に不明な点があれば再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　それでは、７番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　７番、木村則彦議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、自治会館への冷房設備の設置について、町独自の施策で町内各自治会館に一斉に冷房設備を設置する考えはないかとのお尋ねでございます。

町が所管する自治会館の取扱いにつきましては、自治会館の完成時に協定を結び、その運営を自治会にお願いしております。協定の主な取り決めとして、設備関係を除く建築物の基礎や柱、壁、屋根等の大規模改修は町が行い、それ以外の窓ガラス建具等の補修などは自治会が行うこととしており、取り外しできるストーブやクーラー等については、自治会で設置していただいているのが現状でございます。

既に、自前で冷房設備を設置している自治会もあると伺っております。現時点で、町が一斉に冷房設備を設置する考えはございません。

世界的な気候変動による温暖化の影響等により、昨年の夏のように熱中症の危険性が高まるほどの気温になる日が増えております。自治会活動等で会館を使用する場合は、炎天で室内が高温となる時間帯はできるだけ避け、午前中の早い時間帯や夕方以降に利用するよう工夫するなど、ご配慮くださいますようお願いを申し上げたいと思います。

また、セパームや公民館等の冷房設備がある施設を利用することで、クールシェアしていただくこともお勧めいたします。

次に、ツキノワグマ被害対策についてのお尋ねでございます。

１点目の今年度実施する被害対策についてでございます。

当初予算において猟友会に対する報酬、出場手当のほか、新たに狩猟免許を取得する方への支援、猟銃の新規購入支援、農家が電気柵等を設置する際の支援、ツキノワグマ用箱わな購入補助金を計上して対策しております。

２点目の関係機関との連絡体制についてでございます。

現在、町、猟友会、鹿角地域振興局、農業委員会、かづの農協で構成される小坂町鳥獣被害対策防止協議会が組織されており、先ほどのツキノワグマ用箱わなはこの協議会が町からの補助を受けて購入することとなります。現在開催されております今定例会終了後、協議会開催を予定しており、ツキノワグマなどの鳥獣出没状況や入山規制情報の共有、有害鳥獣による被害状況などについて意見交換を行い、今後の対策に生かしたいと考えております。また、ツキノワグマなどの有害鳥獣出没情報は、小坂交番と情報共有をしております。

３点目の熊との事故を防ぐために町民から協力していただくための取組についてでございます。

昨年のツキノワグマ出没件数の大幅増加や近隣市での人身事故発生を受け、今年度、小坂町では様々な対策を実施しております。

１つ目は、毎月発行している広報こさかで、ツキノワグマなどの有害鳥獣について正しい知識を持っていただくためのコラムを掲載していることです。これは熊の生態や体の特徴、餌や子育て、遭遇しないための知識や万一の際の対処方法など多岐にわたります。

２つ目は、５月17日に開催いたしました町民向けツキノワグマ講習会です。

本格的なタケノコシーズン前に行ったもので、当日は秋田県自然保護課の職員を講師に迎え、生態に関することや人身事故の発生状況、万一の際の対処方法などについて講演いただいております。講演には40名ほどの町民の方が参加され、大変有意義であったとの感想をいただいております。

３つ目は、県道２号線樹海ライン沿いの入山禁止措置であります。

鹿角市十和田大湯地内で青森県の方が５月15日から行方不明となり、５月18日に捜索隊員がツキノワグマによる被害に遭われました。鹿角市から人身被害の情報提供を受け、関係団体などと協議の上、５月19日から樹海ライン沿いの入山禁止措置に踏み切りました。この地区はタケノコの産地として人気があり、町民の皆様も楽しみにしていたと思いますが、人命には代えられないと判断したものでございます。

４つ目は、チラシの毎戸配布でございます。

先ほどの入山禁止措置を周知するため配布したもので、入山禁止エリアの周知、熊と遭遇したときの対処方法などの周知を行いました。

被害を未然に防止するために、入山禁止区域への立入禁止、やぶの刈り払いや廃棄作物やごみの放置をしない、寄せつけないための措置、出没の情報提供を引き続きお願いいたします。

次に、教育委員会の委員選任についてのお尋ねでございます。

１点目の令和３年４月から教育委員が１名欠員になっている理由を伺いたいと、２点目の法律上、教育長及び４人の委員をもって組織するとなっていることから、速やかに適任者を選任すべきかと思うがについてであります。関連があることから併せてお答えさせていただきます。

委員数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第３条において規定されておりますが、教育委員が１名欠員になっているところでございます。

前任委員が令和３年３月31日付で退任となったことから、後任委員の選任に向け、数人の適任者と思われる方に対し、委員候補の依頼をしてきたところでございますが、本人からの承諾を得ることができず現在に至っているところでございます。

引き続き、適任者の選任に向け努力してまいりたいと思います。

次に、町長との懇談会の開催について、多くの町民からの意見等を町政に反映し、積極的にまちづくりに参加していただくためにも懇談会を開催すべきではないかとのお尋ねでございます。

私は平成21年の初当選のときから「町民が主役のまちづくり」を公約に掲げ、施策を推進するに当たり、「主役は町民である」ということをモットーとして、町民との対話を重視し、その声を大事にすることで施策が町民の皆様の満足につながるよう、町政運営に臨んでまいりました。

しかしながら、令和２年から新型コロナウイルス感染症の影響で、対面で行う会合等が思うように開催することができない状況となり、非常に残念な思いでこの４年近くを過ごしてまいりました。

ようやく新型コロナ感染症の状況も落ち着いてきましたので、残り任期も１年を切りましたので、残された期間、誠心誠意、町民と向き合い、町民の声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

今年度から第６次総合計画の後期計画策定に向けた作業が始まります。町民アンケートも実施することにしておりますので、これに合わせて次の計画に町民の声を反映できるよう努めてまいります。

以上、７番、木村則彦議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　大変申し訳ございませんけれども、再質問については午後からにした

いと思います。時間若干早いようですけれども、昼食休憩に入らせていただきます。

再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分

○議長（目時重雄君）　午前中に引き続き、会議を再開します。

７番。

○７番（木村則彦君）　午前中の町長のご丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

１点目の自治会館の冷房設備の設置については、最後に再質問させていただきますので、最初に２点目のツキノワグマ被害対策について再質問させていただきます。

今年度に町として取り組むツキノワグマ被害対策については、ご答弁いただいた内容で分かりましたが、今後についても新たな対策を検討していかなければならないと思いますし、もしかしたら、現段階でもいろいろ検討されていることと思います。そこで、今後の対応について３点お伺いいたします。

熊を誘引する樹木の伐採補助についてですが、栗や柿が実る秋に被害が多くなっているため、その時期を迎える前に伐採を促すための補助でありますけれども、先日、ツキノワグマの生態と対策についての講習会でも、地域内に熊を寄せつけない対策として伐採は有効であるというお話でございました。鹿角市では既に補助制度がございますし、先日の大館市の一般質問でも、熊を誘引する樹木の伐採補助については検討する、その後の総括質疑では市長が9月の補正で出すと明言しております。

そして、現在、町として検討しているのか、もし、検討しているとすればどのように検討しているのか、状況をお伺いしたいと思います。

次に、現在、猟友会に対しての出動手当として、箱おりの設置や見回り、駆除に対しての手当はあるかと思いますけれども、実際に市街地に熊が出没した場合や、先日、鹿角市であったような熊が近隣にいる可能性がある場合の出動についての手当、現在の手当では不十分かと思いますが、その点について町のお考えを伺いたいと思います。

もう一点、猟友会等が仮に今、言ったように、箱おりでの駆除以外の場所での熊の駆除に

出動する場合、これについては、あくまでも危険な場所への出動というのは控えることもあるかと思いますが、それでも出動しなければならない場合があると思います。そういうときにヘルメットや駆除に妨げにならない程度の防護服の装備について、もしかしたら検討しなければならないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。担当課長でよろしいですので、ご答弁お願いします。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　まず、誘引樹木伐採についてでございます。鹿角市で今年の当初から取り組んでいる事業で、町のほうでも検討はしました。今の段階では、誘引樹木伐採、例えば、１本、また１本切っていくという点による対策では根本的な対策にならない、１本切れば別の場所にいくことも考えられますので、点による対策ではなくて、面による対策として、例えば、秋田県水と緑の森づくり税を活用した森づくり県民提案事業、こちらを活用しますと、企業や学校、自治会が行う、熊出没のおそれがある森林の整備、これは刈払いとか緩衝帯の整備になりますが、これが実施できることになります。今年度の県の事業は採択はもうできませんけれども、来年度は同様の事業が行われますので、そちらをご利用していただく、もしくは、それを県の事業から漏れた部分で町のほうで対応していくことは検討していきたいと、今のところは考えております。

それと、猟友会の手当についてです。

今、年報酬と有害駆除の出動、巡視、巡回で手当を支給して、協力していただいているところです。昨年は出動件数も多くて、有害捕獲頭数もかなりの数に上ったことから、猟友会での負担もかなりのものであったと聞いております。

現在、手当に関してはこれだけですので、例えば、箱わなを設置する際、それと、熊が捕獲されたときの解体する際、現在は何もなくて、猟友会の自家処理でお願いしているという、あとは、設置も猟友会にお願いしているというだけですね、こちらをちょっと支援の方法を考えていかなければ、負担が増えていくだけじゃないかなと思っていますので、今、検討していきたいと考えています。

それと、防護に関しては、今現在、危険なところに出向くことは、考えておりませんので、もし万が一のために熊スプレーはこちら農林班のほうでは配備しておりますので、もしそういう場面に行くようなことがあれば、そちらを持って向かうと。あと、ヘルメットは役場の中にもありますので、そちらを着用していくと。重装備となりますと、活動にも支障が出てくると思いますので、今のところはこのヘルメットと熊スプレー、こちらで対応していきた

いと考えています。

○議長（目時重雄君）　７番。

○７番（木村則彦君）　再質問へのご答弁ありがとうございました。

１点目の樹木の伐採補助を検討しているということで、今年度は実施できないということではあるのですけれども、検討して方針を決めるだけは別に早くてもいいかとは思いますので、お願いしたいと思いますし、今後も想定しないいろいろな事案も出てくることから、各関係機関との協議会は早めに設けたほうがいいのではないかと前から話はしておるところです。

対策協議会のほうはもう、４月あたりかな、総会を毎年開いているのでしょうけれども、この間も鹿角市での事案があった関係で臨時の総会も開いたりもしたと思います。遭難対策委員会は町長が会長であるかと思います。こちらのほうは、たしか課長が協議会の会長をやっているかとは思いましたけれども、格上げして、熊の対策協議会のほうも町長が会長をやったほうがいいのではないかと思います。併せてご検討いただければいいかと思いますし、いろんな諸問題もあるかと思いますので、警察や猟友会、関係機関から早めに情報共有できるような体制を取ったほうがいいのではないかということでのご質問でございました。

続きまして、教育委員の委員選任について、教育委員会に確認のための再質問をさせていただきたいと思います。

まだ令和５年度のものができていないので、令和４年度の事務報告を参考にさせてもらっています。定例会が毎月１回の12回、臨時議会が１回の計13回実施されており、これは予算や条例の制定などの議案が27件審議されている重要な会議のわけです。会議への教育委員の出席の状況や、教育長と教育委員３名の計４名での会議において、３名が出席しないと会議が成立しないとのことですが、定足数が足りずに当初の会議日程から会議が延期になったことがあるのかどうかを、局長で結構ですけれども、伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君）　定例会等の開催につきましては、毎月行っておりまして、開催したときに各委員の予定を調整して次の会議を開催をしているので、欠員になるということとか、困っている状況にはありません。

○議長（目時重雄君）　７番。

○７番（木村則彦君）　教育委員においても、たまには都合により出席できないことはあるか

と思います。委員定数が４人という中で委員会を開催しているわけで、その中で１人が欠けているということは大変大きいわけで、委員が少ない中での委員会は審議自体にも大きな支障がでることと思います。重要な職責でありますので、誰でもよいというわけでもなく、町長も選任に苦労しているということですが、早めに適任者を選任いただき、教育委員会の適正な運営を図っていただければと考えております。

次に、町長との懇談会の開催についてですが、これはご答弁いただいた内容で了承しました。第６次総合計画の基本構想で示されたまちづくりを実現するための前期計画を総括して、令和８年度からの５年間の後期計画を策定するわけですので、町民の意見を聞く機会を設けることは必要ではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、今後、後期計画を策定するに当たり、最終的に前期に策定された目標値があると思います。それが達成される見込みであるかどうかについて、今後の私、一般質問において、ここの数字どうなのだと、達成できるのでしょうかみたいなところをいろいろ質問させていただきたいと思いますので、申し添えておきたいと思います。

最後に、最初に質問した自治会館への冷房設備の設置について、要望を含めた再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、まず建物自体は町で建てて、附属設備はまず自治会がということで、そういう協定だとそれは十分私も理解しておりましたので、かなり無理なご質問だったとは思います。けれども、そこで、１つ提案です。

住宅リフォーム事業補助金というのがあるわけですけれども、この補助金は持家住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対して補助金を交付し、既存住宅の住居環境の質の向上と人口減少社会における空き家化の防止を図ることを目的の補助制度で、これについては工事の伴う冷房設備の設置は対象となると聞いております。それ以外にも、商店に関しては店舗等改修補助金というのがあるわけです。どちらも目的は違うわけですけれども、そこで、大規模修繕は今までどおり町で行うこととし、商店や住居の改修とは目的は、先ほど言いましたけれども、違うわけですけれども、コミュニティーの推進という面から見て、自治会館の設備と冷房を含めた設備等の改修に関する新たな補助制度の制定などが考えられないものか、町長のお考えを伺います。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今、議員から質問ありましたけれども、今まで考えていませんでしたので、検討してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君）　７番。

○７番（木村則彦君）　今、町長検討しますということで、いきなりの質問でしたので、検討しますというご答弁で大変よろしいかと思いますし、多分、今の検討しますというご答弁は前向きな答弁かと私、感じております。多分、やる方向で検討しますと言ったかとは思いますので、何とぞぜひともご検討をお願いしたいと思いますし、いずれ今年度中に私どのような検討がなされたのか、再度、一般質問じゃなく予算委員会のときにでも、そのときにでもまずどういうふうな検討をされて、その時点でも予算ついているかどうかというのは分かるのですけれども、再度、伺わせていただきたいと思います。

　また、仮にの話ですけれども、令和７年度予算に提案されるとなった場合についてですけれども、ぜひとも新年度の予算でお願いできればと思います。来年は町長選挙がございますので、政策的な予算は選挙後の５月臨時議会ということになるかもしれませんけれども、ぜひとも今期の任期中でお願いできれば、各自治会とも喜ばれるとは思います。というのは、臨時議会後だと暑い時期に間に合わない場合もあるかと思いますので、申し上げた次第です。

　以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君）　これをもって、７番、木村則彦君の一般質問を終結いたします。

◇　菅　原　明　雅　君

○議長（目時重雄君）　次に、３番、菅原明雅君の登壇を求めます。

　なお、菅原議員からは事前に資料の配付許可を求められておりますので、これを許可いたします。

〔資料配付〕

〔３番　菅原明雅君登壇〕

○３番（菅原明雅君）　皆さん、こんにちは。３番、菅原明雅、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。新人２人の充実した質問に圧倒されてしまいました。４人目ということで、簡単に終えたいと考えております。よろしくお願いいたします。

　今年も暑い夏になりそうで、水不足や豪雨災害が懸念されます。行政に関わる皆さんには

体調を管理し、無理なく、町民のために仕事に取り組んでいただきたいと考えております。

これまでの４年間、いろいろ質問させていただきましたが、町から高校がなくなるということで、小学生、中学生、高校生、そして、その親御さんがこの町から離れてしまうと、人口構成の上からも町にとっては決定的な打撃になると考え、質問の主眼は子育て支援でありました。当町は以前より手厚い子育て支援に取り組んでおりますが、交通費の補助、高校生世帯への毎年５万円の支給など、町独自の手厚い高校生への支援をこの４月から実施してくださっております。高校生への支援を含めた町独自の子育て支援に関しては、議会の提案を真摯に受け止めていただき、ありがたく改めて感謝申し上げます。

さて、これからの４年間は高齢者が安心して暮らせるためのまちづくりを主眼に一般質問をさせていただき、高齢者が安心して心豊かに暮らせる町になるよう、貢献していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

そこで、第１は、介護医療に携わる人材の確保についてであります。

町を回ってみて、改めて高齢者世帯、独居高齢者が多いことを実感いたしました。一方、町内福祉施設における介護や医療に携わる人材不足が懸念されます。資料を提出しております。この資料に関しては、再質問の中で申し上げたいと思いますが、とにかく高齢者が安心して暮らすためには、何より看護師、介護士の安定的な人材確保が必要だと考えます。

そこで、第１に、町としてこのような状況をどのように捉えておられるのかお伺いしたい。

第２に、介護士、看護師の安定的な人材確保策があればお示し願いたい。

そして、第３として、具体的には大館市の秋田看護福祉大学と小坂町とが締結し、場合によっては、大館市、鹿角市、北秋田市等、広域での大学との締結によって、介護士、看護師を安定的に確保することを提案したいと考えますが、いかがでしょうか。

大きい質問の第２は、アカシアまつりの開催時期についてであります。

ここ数年、アカシアの盛りを過ぎてのアカシアまつりとなっています。温暖化の影響で開花が早まっているように思います。町民の一人として、アカシアの香る満開の時期に町内外の多くの方々とアカシアまつりを楽しみたいものだと考えます。そこで、アカシアまつりの開催時期の変更を提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上、発言通告に従い一般質問させていただきました。ご答弁をいただいた後、必要があれば再質問させていただき、内容を深めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君）　それでは、３番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　３番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護医療に携わる人材の確保についてのお尋ねでございます。

１点目の施設における介護や医療に携わる人材不足の状況をどのように捉えているかについてでございますが、現在、日本全体で深刻な人手不足の問題を抱え、中でも介護業界では、2025年度には32万人、2040年度には69万人の介護人材が不足すると言われており、町内の事業所においても、人材の確保に大変苦慮している状況であることは認識しております。さらに、介護職員等の不足は介護施設の稼働率の低下を招き、結果として施設経営を圧迫する要因にもなっているとも思っております。

このような状況から、介護人材の量的確保を行い、質の高い安定的な介護サービスの提供ができるよう対策を講じなければならないと考えております。

２点目の介護士、看護師の安定的な人材確保の策については、当町において介護人材の確保、育成、定着促進は、喫緊の重要課題であると捉えております。

町では介護人材確保に特化した事業は実施しておりませんが、事業所や個人を対象として、様々な国家資格や技能検定等の資格取得に係る経費の一部、最大10万円を補助する資格取得支援事業を実施し、介護分野の対象資格では、介護初任者研修、介護福祉士を対象にご利用していただきたいと思っております。

また、かねてから人材確保対策の一つとして、町、社会福祉協議会、小坂ふくし会が合同で行う予定であった介護人材の養成学校訪問は、コロナ禍により実施できずにおりましたが、昨年６月に秋田県、青森県及び岩手県内の大学、専門学校９校を訪問し、担当者の職員の方から学生の状況などについて詳しく説明を受け、新卒者の紹介の協力をお願いしてまいりました。

各学校共通して、少子化による高校生の減少に伴い、介護職を目指す学生が年々減少し、定員割れが数年続いている状況で、学生を確保するために様々な対策を講じていますが、入学希望者が増えない状況であります。このまま減少すれば、将来、需要の多い看護師等の医療課程、保育士、幼稚園教諭の保育課程を拡大し、介護課程を廃止することも予想されると話されておりました。学校自体が学生確保に大変苦慮し、厳しい状況であることがうかがえます。継続して学校とのつながりを持つことは大切であると思いますので、今年度も、県内、青森市、弘前市の大学へ訪問し、情報共有を行う予定でございます。

介護職の人材確保は、新規採用では、新卒の介護福祉士の確保のみならず、高校の新卒者や資格を有しない転職を希望する求職者等を採用し、将来に向けて資格取得を目指すための人材育成を行うことや、外国人人材受入れを検討することも必要であると考えます。

さらに、介護福祉士や看護師の確保では、介護現場から離れている潜在者に対して復職を促すため、短期間の講習と実習などを行う復職支援事業の構築などの対策等も必要と思います。

また、採用対策と同時に、現在勤めている職員の離職を出さないことへの対応も必要であり、介護記録などＩＣＴ化を図ることや介護ロボットの導入等で職員の負担軽減につながる労働環境の整備も大切であると考えますが、導入費用が高額で、一部県等の補助制度があるものの、自己資金が多額である状況でございます。

これまで述べましたことへの対応は、介護事業者で全て対応することは困難でありますので、人材確保への具体的な対応策についてどうすべきか、サービス体制の在り方を含め、現在、社会福祉協議会、小坂ふくし会と協議を進めているところでございます。

３点目の秋田看護福祉大学や広域での連携協定についての提案でございます。

秋田県内での介護福祉士養成学校は、秋田看護福祉大学と秋田市にある日本赤十字社秋田短期大学の２か所であります。議員ご提案の大学との協定は、介護職の人材確保対策の一つであるとは思いますが、ここ数年、２大学とも定員割れが生じ、学生自体が少なく、その学生の多くが出身地の修学資金を利用して入学し、卒業後は、出身地に戻り就職することで、数年後には修学資金償還が全額免除されることから、就職先を出身地以外へ求める学生は、極端に少ないと伺っております。

入学する学生をいかに増やすか、高校生や中学生を対象として、将来の職業選択の一つに福祉業界、介護業界へ目を向けてもらえるような施策も必要と考えます。町独自、近隣自治体との広域での対応よりも、県主導で全県規模で連携した事業展開が必要と思いますので、町村会を通じて県に要望できないか考えているところでございます。

介護職の人材確保対策は必要不可欠であり、今後は、介護人材養成学校以外の学生等の進路選択に際して、介護職の魅力を正しく認識し就業してもらえるよう、学生やその保護者、進路指導の担当職員への介護の仕事の理解促進等の働きかけを強化することも大変重要であると考えますので、様々なアプローチにより、多様な人材層に対して介護職への理解促進と介護のイメージ転換が図られるよう、介護人材確保対策に努めてまいります。

次に、アカシアまつりの開催時期についてのお尋ねでございます。

今年で39回目となる小坂町アカシアまつりは、町内の各種団体により構成された実施委員会が主催して行う町民手作りのイベントでございます。開催時期は、例年、アカシアの咲く頃の６月第２土曜日、日曜日の２日間で開催しております。正式な期日は実施委員会で確認し、今年も４月９日に開催した実施委員会で開催期日を決定いたしました。

しかし、今年の町内でのニセアカシアの開花は、アカシアまつりの２週間前の５月20日頃でございました。開花後に寒い日が続いたことから花もちがよかったのですが、まつり当日にはほぼ枯れた状態となってしまいました。昨年も同様に花がないアカシアまつりとなり、地球温暖化の影響があることが考えられます。まつり前に開催した実施委員会でも開催時期について意見が出ておりますし、まつり当日に来場されたお客様からも、花がなくて残念だという声もお聞きしております。開催時期の変更については、町及び町外観光団体等主催のイベント開催時期と併せて、実施委員会で検討する必要があると考えております。

以上、３番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさえていただきます。

○議長（目時重雄君）　３番。

○３番（菅原明雅君）　どうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず、アカシアまつりについて、開催時期についてでありますが、やはりアカシアは小坂町の誇りですので、満開の時期にやっていただきたいというのは多くの町民の思いであると思います。また、私は町外の方と一緒に話をすることがあるのですが、やはりアカシアが咲いてほしいという意見をいただきますので、ぜひ前向きに検討していただきたい。できれば満開の時期にやれるような、１週なり、２週なり前倒ししてお願いいただきたいと思います。

行政としては、どうしても例年どおりやるのが楽で、時期をずらすのは結構エネルギーが必要で大変なことだとは思いますけれども、町長がよく言うように、町民目線で何とかお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。木村議員同様、建設的な、前向きな検討ということでお願いしたいと思います。

次に、大きな問題であります介護医療に携わる人材の確保についてであります。

今までいろいろ頑張ってきていることも重々承知しております。町と社協と小坂ふくし会とで連携しながら、専門学校や大学を回っているということも伺っておりました。ただ、結果的になかなか対策が効果がないような気がして、それで、ただ批判するだけでは意味がありませんので、具体的には大館市の秋田看護福祉大学と締結をしたらという提案をさせていただいたわけであります。

軽々に答えらえる問題ではないとは思いますが、我々も高齢者になるわけで、気がついたら介護をする人がいない、気がついたら看護師不足でなかなか今までどおりのサービスができない町になってしまっては困るわけです。今日は最初の議会でありますので、これを４年間の私の課題にして、何とか前向きな方向で具体的な施策を出していただきたいと考えておりますので、副町長さんも専門のようでありますから、よろしく連携しながらお願いしたいなというように思います。

資料について簡単に説明させていただきます。

職員数も減っていますが、一番分かりやすいのは看護職員数だと思いますので、看護職員数を見ていただきたい。令和２年に13人の看護師が３人退職しております。そして、令和４年に11人の看護師が３人退職をしています。そして、令和５年には看護師が９名となりましたので、サンホームのショートステイは職員不足のために受入れを停止しています。このような状況が続いていきますと、あかしあの郷などでも受入停止となり、町全体としてショートステイのできない町になってしまうのではないかと危惧されるわけです。

令和５年より介護職員58名のうち７名、看護職員９名のうち４名は定年退職等61歳以上の職員だということでありますので、令和２年、令和４年と同様に令和５年度、次年度あたりでまた何人か退職することが予想されます。そうなれば、ショートステイをはじめとするサービスができない町になってしまうということで、危惧しているわけであります。

それで、答弁にありましたように、これは小坂ふくし会の方に作成していただいた資料でありますけれども、人材確保に関わる問題点ということで、先ほど答弁いただいたようなことが書かれています。新規卒業者や新卒者の応募が急激に減少している、特に高卒の応募がなくなっていることは全国的な傾向であります。

大館市にある看護福祉大学は、あの頃はやっぱり福祉で頑張ろうということで、希望者も多かったのですね。それで、もともとこの地域の高齢者介護を見据えてつくった大学なのですね。ところが、実際は条件のいい都会のほうに流れるとか、そして、そうこうしているうちに希望者自体少なくなっている状況になっているわけですが、ただ、これはやっぱりある意味時代の流れでありますので、今後、変わる可能性もあると思います。教育というのは大切ですよね。やはりしっかり子どもたちに種をまいていく、おじいさん、おばあさんを大切にしましょうという教育をしていくということも大切なことだと思っています。

それで、就職会に参加しているけれども、ほとんどいないということも伺っています。専門学校や大学に行っても、小坂町出身の生徒はほとんどいないという状況も伺っています。

そこで、奨学金制度とか、町としてお考えはないのか、ほかの町ではある意味縛りをかけてというのも変ですが、奨学金制度をやって、介護士、看護師を育てる学校にやって、そして、何年間は働いてもらうという、そういうような施策を取っているところもあるように伺っていますが、当町としてそのような奨学金制度等を設けて、そして、安定した人材確保をしていくという考えはないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君）　まず、看護師の修学資金の貸付制度につきましては、ほとんどの方が秋田県の看護師の修学資金制度を利用されていることは聞いております。県の修学資金制度でございますので、卒業後、資格を取得し、県内の指定された病院に勤務した場合については５年後、その全てが償還免除になるという制度でございます。

それから、介護福祉士の修学金貸付制度も、県の資金を使って秋田県社会福祉協議会が実施している制度がございます。条件が、金額的にも充実しているということもございまして、ほとんどの学生がこれを利用しながら、あとは、また学生協会の資金等の利用で学生生活を送られているということを聞いてまいりました。

昨年度でございますが、併せて町の修学資金制度について設置できないか、制度化することができないかということで話合いを行ったわけですけれども、やはり他の修学資金制度のほうがより充実しております。また県の修学資金制度については、県内のどこの市町村に就職しても償還免除になる、かなり大変いい制度がございますので、まずはそちらを利用していただきたい。ただし、これからについては、またその活用をしながら福祉界、それから、医療界に目を向けていただくことについての対応をしていきたいということで、昨年は協議を終えております。

○議長（目時重雄君）　３番。

○３番（菅原明雅君）　先ほど町長の答弁にもあったように、県の主体といいますか、県の事業に沿ってということでありますが、２月議会でも質問、人口問題について話をしましたけれども、やっぱり人口の流れというのは都市に集まるようになって、同じ地方であっても、市部に集まる、郡部よりは市部に集まるという流れがあるわけですよね。そうすれば、県の主体に沿っていくと、秋田市とか大館市とか横手市とか、そういうところにはある程度行っても、やっぱり郡部にはなかなか人は来ない、そういう全体の流れがある中で小坂町は地方の郡部ですので、やはりなかなか安定した人員確保はできないというように私は考えます。

ですから、町独自の奨学金制度であるとか、例えば、県でやっているものに多少加えると

か、そういうことが可能かどうかは分かりませんけれども、そういうことも含めてやっていかないと、地方のしかも郡部というのは、これからどんどん人口も減っていくでしょうし、疲弊していくと思うのです。やっぱりそれなりの作戦を考えていかないと、気がついたら介護する人がいない、看護サービスができない町ではやはり困るわけです。今日は問題提起ということでお話をさせてもらっていますが、これからの介護士、看護師の安定的な確保というのは必要だということは共通理解を得たと私は思いますので、何とかその点を考えて、高齢者が安心して心豊かに暮らせる町にしていただきたく、お願いしたいと思います。

今日は最初ということでありますので、問題提起ということで話させていただきました。これからもよろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君）　これをもって、３番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

◇　本　田　佳　子　君

○議長（目時重雄君）　次に、６番、本田佳子君の登壇を求めます。

なお、本田議員からは事前に資料の配付許可を求められておりますので、これを許可いたします。

〔資料配付〕

〔６番　本田佳子君登壇〕

○６番（本田佳子君）　６番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

１番目に、町の照明等の設置についてでございます。

平成25年頃から町の照明も徐々にＬＥＤ化され、今では、ぼんやり見えていたものもＬＥＤ照明の光でシャープに見えるようになりました。各自治会の要望等では、街頭、防犯灯など、まだ暗いところがあるのでつけてほしいとの声が多く、町では対応できる順に増やしていただいていると承知しております。取り付けていただいたところでは、以前より明るく、夜も安心して歩くことができるようになったとの喜びの声も伺っております。予算の関係上、なかなかすぐにとはいかない状況だとは思いますが、防犯安全、交通安全上、必要とされる箇所がまだあると認識しております。地域の方々が生活する上で、犬の散歩や健康維持のた

めの運動、親が送り迎えのできない場合、また、生徒が部活動終了後、自転車で帰る場合など、暗くて怖い、不安に感じているとの声を伺っております。

そこで質問でございます。

１点目に、町の照明、街灯、防犯灯、道路灯がありますけれども、その数は年間どれくらい増えておりますか。

２点目に、自治会要望等で必要とされる箇所に、街灯または防犯灯などを対応できておりますかをお伺いいたします。

３点目に、町内の各種照明、街灯、防犯灯、道路灯は、町民が日常生活する上で安全を確保できるよう適切に設置できておりますかをお伺いいたします。

続きまして、２番目に、難聴者のための伝導イヤホンの導入についてでございます。

公共の場において、見えづらさに対しては老眼鏡、あと、拡大鏡などの配慮がありますが、聞こえづらさをサポートするものは、今までほとんど私も見たことがありません。そこで、難聴者のための軟骨伝導イヤホンを紹介いたします。

皆様のお手元にある資料、ご存じの方もいらっしゃるとは思うのですが、イメージがしやすいかと思いまして、配付しました。

この軟骨伝導とは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司学長によって発見されたものです。軟骨伝導イヤホンは耳に当てるだけで利用でき、骨伝導とは異なり骨を圧迫することがないため、装着のときの痛みはほとんどないそうです。通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調節でき、片耳だけでも使えます。また、イヤホンは集音器とセットになっており、雑音を取り除く機能もあります。音も音漏れなく、小さな声もはっきりと聞くことができ、周りの声も感じられ、自然に近い聞こえ方だそうです。

庁舎内の各所定の窓口にあれば、大きな声で説明することもなく、個人の情報を周囲に聞かれるリスクを減らして、難聴者のプライバシー保護にもつながるものと思います。聞く側が話の内容をしっかり理解できて、説明の時間短縮も可能と考えます。

また、イヤホンは耳の奥に挿入することもなく、入り口なので耳あかもつきにくく、衛生的に使用することができます。また、全国各地の様々な施設でもう既に軟骨伝導イヤホンを導入されるところが、今、増えてきております。秋田県内では、大仙市が今年の４月から導入しているとお伺いしております。

そこで質問でございます。

１点目に、本庁窓口では難聴の町民の方に対してどのような対応をされておりますかをお伺いいたします。

２点目に、難聴の方にも庁舎の窓口での説明をしっかり聞け、理解できるように、窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してはどうでしょうかをお伺いいたします。

以上、２つの大きな項目について質問いたします。町長答弁の後、また、分からないことについては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君）　それでは、６番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　６番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、町の照明等の設置についてのお尋ねでございます。

１点目の町の照明の数は年間どれだけ増えているかと、２点目の自治会要望等で必要とされる箇所に街灯または防犯灯など対応できているか、３点目の町内の各種の照明は、町民が日常生活する上で安全を確保できるよう、適切に設置できているかについては関連がありますので、併せてお答えさせていただきます。

町民課で管理している街灯につきましては約1,300基ほどあり、令和元年から令和５年までの５年間で25基増えております。

新規設置希望につきましては、できるだけ自治会要望として提出していただき、現地確認をし、優先順位を決め対応しております。現地の確認の際は、既存の街灯の間隔、見通し、交通量など、総合的に判断をしております。送電線、電柱の有無などで費用が多額となる場合は、設置できない場合もあります。今後も必要な箇所には設置を検討してまいりますが、引っ越し等で利用者がいなくなった通りなどは移設、廃止を含めて見直し、需用費の削減も考えてまいります。

また、建設課においては道路照明灯を146基管理しており、夜間における歩行者の安全確保と交通事故を防止するために町道の交差点や橋りょう及び見通しの悪い場所など、交通上危険な場所に設置しております。

近年の設置状況でございますが、平成27年度に役場庁舎移転に伴い、役場の通りに４基を新たに設置しておりますが、平成28年度以降の設置はございません。今後の道路照明灯の設置についてでございますが、町道等の改良に伴い、照明灯の設置が必要であると判断した場合には、夜間における交通の安全を図るためにも、道路整備と併せて設置してまいりたいと

考えております。

次に、難聴者のための軟骨伝導イヤホンの導入について、１点目の庁舎窓口では難聴の町民の方に対してどのような対応をされているか、２点目の窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがかとのお尋ねであります。関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

難聴のほとんどの方は補聴器をつけておられると思いますが、窓口で耳が悪いので大きな声でお願いしますと言われる方が、少数ですがいらっしゃいます。その場合は、大きな声でゆっくりと相手に確認しながら、丁寧に対応している状況でございます。

耳が不自由で対応できなかったという事例はありませんが、軟骨伝導イヤホンは他の自治体窓口で設置しているところもあるようでございますので、どのように対応できるのか情報を収集しながら、有効であれば設置を考えてまいります。

以上、６番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　丁寧なご答弁ありがとうございます。

１点目の年間どれくらい増えておりますかという質問だったのですが、５年間で25基増えているということです。結構いろんな自治会の方々からご要望が上がっているとは思うのですが、なかなかつかないという声もたまに聞かれておりますので、ぜひつけていただきたいと思います。

それで、今、私がお話ししようとしているところは、藤倉団地から大地方面に向かう河川の道路のお話ですが、町営バスの時間では間に合わなかったり、あと、共働きで迎えができないなど、子どもたちが自力で通学をせざるを得ない生徒もおるということを伺っております。そこで、中学生で藤倉団地、大地方面で自転車を使用している生徒はどのくらいおりますかをちょっと教育委員会のほうからお伺いいたします。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君）　中学生の自転車を毎日利用している方を調べましたところ、藤倉団地で２人、大地地区で２人、計４人となっております。

以上です。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　ありがとうございます。

今、聞いたところ、本当少数ではありますが、毎日という感じで通学されているように思います。できれば子どもたちが安心して通学できるように設置していただきたいのです。離れているところでは、もう500ｍぐらいついていないところがあります。実は街灯が壊れてつかなかったところもありました。そこは町にお願いをしたら、道路公団でやっていると伺ったので、道路公団に私もお願いに行ったのですが、後から聞いたら、実は町にもう移管していたということでした。その点についてちゃんと申し送りできていたのかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（古澤　健君）　後で台帳を調べましたら、移管になっていたということで、大変申し訳ありませんでした。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　ありがとうございます。

その後、町でも早急に取り付けていただいたということで、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それで、その間隔も見ると街灯が100ｍから150ｍ間隔で大体設置されているのですけれども、ところどころもう200ｍ以上離れているところがあります。中でも、100ｍでも光が届きにくいのにそれ以上離れていると、自分が懐中電灯、もしくは、自転車の電灯があったとしても、周りが暗いのでとても怖い、暗い、不安だということです。街灯の数は増えているので、増やすことはなかなかできないと町でも回答いただいたりしているのですが、私も見て回ったところ、街灯の間隔がちょっとここ近いのではないかというところや何かまだばらばらなところもありましたので、今、不要になったところも改修しながら整備していくことで、極端に増やさなくても対応できるのであれば、そのような措置を取って、子どもたちが安心に通学できるようにしていただきたいと思います。

続いて、再質問、２点目に少し気になったところなのですが、以前から国道の282号にある山崎橋ですが、そこに道路灯がついておりません。町内の御成橋と中島橋の２つの橋には、両端と中央には道路灯が設置されて安全が確保されているのに、なぜ山崎橋だけがないのでしょうか。その辺を少しお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（初沢　誠君）　私のほうで道路を管理しております鹿角振興局建設部のほうに確認しておりますが、振興局建設部のほうからでは、まず山崎橋のところは極端にカーブとな

っていないことから危険性が低いということで、設置しないという回答をいただいております。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　見通しがいいということでよろしいですね。見通しはいいのですが、夜になるとほぼ真っ暗で光があるとすれば公衆電話の電気しかない状況でございました。私も自分で歩いたり、自転車で歩いたりしているのですが、以前にもそこで事故が起こっていたと認識しております。その事故が起こったときに何か対処はされたのでしょうか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（初沢　誠君）　すみません。私のほうでそのような状況を把握しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　その事故が起こったところでも、やっぱり街灯が少なくて、暗くて見えなくて事故になったのかと思いますが、何も街灯もつけずにいたのは私にとっても理解ができない感じがしています。実は、そういうお話をするのは、自分の子どもも10年前に通学していたわけなのですけれども、子どもたちがどうしても親の都合がつかなくて、自転車通学をしていた際に、実際に何度も危険な目に遭ったことがあったからです。子どもたちの安全を確保するために重要なことと考えますが、国道についての道路灯の件を、通学路でもありますし、振興局に働きかけして対応していただくことはできないですか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（初沢　誠君）　道路照明につきましては、振興局のほうへ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　ありがとうございます。

小学校、中学校の子どもだけでなくて、高校生もその国道は使っているということで、皆様にも知っていただきたいと思います。子どもの安全もそうですし、町民の安心安全のために何とか設置をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、付け加えてですけれども、自治会でもその要望を出しているのは、町民が生活する上で必要だと感じているからですので、もしそういうお話がありましたら、早めの対処をしていただきたいと思います。

この件については以上で終わります。

続いて、軟骨伝導イヤホンですが、有効であれば検討したいというお話でしたので、ぜひこの情報をいろいろ拾い上げてみてください。私はもうこれは有効であると思いますし、現在では、自治体の銀行や警察などの窓口にも広がりを見せています。

軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することによって、マスク着用や飛沫感染のパネル設置による聞こえづらさというのもありますし、また、大きな声で話さなくてもよくて、窓口における住民サービスの向上に大きくつながるものと考えます。難聴者、また高齢者の方が説明を受ける際に大きな声で説明する方の負担も減りますので、窓口の負担も軽減されると思いますので、前向きに導入いただきたいと思いますので、その点についてもう一度町長のほうからお伺いいたします。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今の件ですけれども、取りあえずは１個ぐらい買い求めて、自分らでも体験してみたいなと思っております。

○議長（目時重雄君）　６番。

○６番（本田佳子君）　ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君）　これをもって、６番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

◇　秋　元　英　俊　君

○議長（目時重雄君）　次に、８番、秋元英俊君の登壇を求めます。

〔８番　秋元英俊君登壇〕

○８番（秋元英俊君）　８番、秋元英俊、議長からの発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問させていただきます。

本日最後の質問者となります。今まで午前中から新人議員の熱い一般質問、執行部の方は大分お疲れだと思いますけれども、私、最後の質問者ですのでちゃんと聞いていただきたいと、また、活舌が悪いので聞き取れないところもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

去る３月25日執行の小坂町議会議員選挙において、皆様の温かいご支援で再び議会に送っ

ていただき、心から感謝申し上げます。私の選挙スローガンであります「ふるさと小坂を守る」このことを基本に、町民の思いを町政に伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、私の質問は、１として、消防団員災害対応能力向上について１件、２として、ＳＮＳ詐欺被害について１件、３として、樹海ライン及び関係道路について２件、４として、ツキノワグマの処理について１件、計５件であります。この後、常任委員会が控えておりますので、なるべく簡素に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、発言通知書、発言の要旨１から質問させていただきたいと思います。

消防団員災害対応能力向上についてでありますが、発言の内容にも記載しているとおり、今年度から鹿角市消防団では、鹿角市消防団員能力向上支援事業が展開されています。事業の趣旨は、災害が多発化し、かつ甚大化する中、消防団員が迅速に現場で活動できるよう、能力向上を目的に創設されております。事業内容は、鹿角市消防団員が受講する技能講習に対して支援するもので、対象となる技能講習は職業訓練法人鹿角地方職業能力開発協会が実施する技能講習のうち、小型車両系建設機械運転、刈払い機取扱い、振動工具取扱い、酸素欠乏作業、巻上げ機、丸のこ等取扱い、チェーンソー伐採等、その他市長が必要と認める講習となっております。

このように講習を受講することで、消防団員の機器の取扱いを熟知し、災害に対しての資質向上が見込めると思いますが、小坂町としても取り入れるべきと考えますが、当局はどのように考えているかを伺います。

次に、要旨２として、ＳＮＳ詐欺被害について伺います。

発言の内容にありますように、ついにではありますが、小坂町の住民の方が特殊詐欺の被害を受けました。県内でも被害が急増しており、2023年、県内の特殊詐欺の被害総額が過去最悪となる５億円を超えております。今年も既に２億円を超える被害が確認されていますが、以前でしたら固定電話に来るオレオレ詐欺などの事例でしたが、今は、スマートフォンから忍び寄る投資に関する広告から絶対にもうかるなどの巧みな勧誘などのＳＮＳ型投資詐欺や、マッチングアプリなどを利用し恋愛感情や親近感を抱かせ、現金を要求するなどのロマンス詐欺が横行しております。秋田県警や秋田県生活センターでは、地域の方々に向けて特殊詐欺に関する防犯教室や出前講座を実施しているほか、相談窓口も開設しているところであります。

また、秋田県は、６月定例会にこの急増している特殊詐欺を防止するためにウェブ広告な

どの広報事業に250万円の予算を計上しております。

さきに述べたように、小坂町でも被害が生じていることなどから、県警や秋田県生活センターでの呼びかけも十分されていると思いますが、やはり直接、広報などで強く防止等を呼びかけるべきと考えますが、当局のお考えをお聞きいたします。

続きまして、要旨３の県道２号樹海ライン及び国道454号線の道路について質問いたします。

１として、県道２号樹海ラインについては、発言の内容にありますように、特に藤原地区から笹森展望台までの区間で、木々の枝がかなり覆いかぶさっている状況が見受けられます。私も走行しておりますが、住民の方からも、観光バスなどの大型車両が木々を避け、中央を走行することがあり、大変危険であると感じるとのご指摘をいただいております。場所としては、特に藤原を過ぎ、野口に向かうところのＹ字路から少し過ぎた道路のところや、タケノコの関門第１ゲートを過ぎて、通称冷水の辺りの道路がその箇所に当たりますが、ほかのところも結構あります。乗用車で走行する部分に関してはあまり気にならないのですが、やはり毎日、十和田湖住民の方が走行しているときに、木々を避けて中央を走ってくる大型バスと擦れ違うときに危険を感じているというようなご指摘を受けて、この一般質問をしております。

このことは、県道また、国道であることから、直接町で管理するということではないでしょうが、住民の声は、やはり県の範囲であっても町に問いかけるのが住民意識と考えます。町として県に改善を強く要望していただきたいと考えますが、町での対応はいかがか伺います。

２として、国立公園の自然環境を生かした滞在観光の魅力アップと外国人旅行客らをターゲットにホテルや旅館などを誘致する環境省のモデル事業の第１弾として十和田湖地域が選ばれたことは、報道等で承知していると思います。また、十和田湖和井内エリアに整備している道の駅十和田湖の開業は１年遅れましたが、環境省の事業と併せ、地域観光に大きく寄与する期待が膨らんでおります。国のモデル事業は、青森県の休屋と秋田県側の休平地区を選定しているところでありますが、大川岱周辺おける観光拠点として、十和田湖西湖岸地域開発合同会社を指定管理者として委託し事業を展開していることで、大川岱への観光アクセスも多くなると思われますし、期待するところであります。

しかしながら、環境省のモデル事業を考えると、休屋へのアクセス環境は整うと思いますが、大川岱への道路環境まではおぼつかないと考えます。和井内から大川岱までの道路を走

行してみれば分かりますが、一昨年の大雨でののり面の崩壊などから、応急処置している大型土のうによる道幅の減少、または、路肩のガードレールの傾きや危険箇所のコーンの傾き、はたまた路肩の危険箇所の放置、そして、道路の悪路化している舗装状態、これらを改善しなければ、せっかく十和田湖観光に訪れた皆様の印象が悪くなるのではないかと心底心配するとともに、大川岱等の住民の生活道路ですので、安心安全な暮らしを確保する意味でも、１の内容と同様に、県に改善を強く要望していただきたいと考えますが、町での対応はいかがか伺います。

次に、要旨４として、ツキノワグマの処理について質問いたします。

これも発言の内容に記載していますように、昨年、町民と語る会において猟友会の上田会長から、熊の駆除後の処理について大変困っているとのご意見をいただきました。駆除された個体は、猟友会が処理に当たることとなっております。昨年度、その数が多いことから、その処理について町での対応はできないかを問われているところであります。

そこで質問ですが、今年度、鹿角市では、熊等の処理施設を既存の施設を利用し展開する予算を計上いたしました。場所は山根の旧保育園を利用し、鹿角市猟友会が管理し、解体、肉は猟友会に分配、骨と皮は鹿角ごみ処理場で焼却するとしております。まだ稼働はしていませんが、その施設の利用を小坂町でも共有できないかを協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、５件に関して発言通知書に基づき質問させていただきました。

なお、答弁の後、不明な点等に対しては再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君）　それでは、８番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　８番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、消防団員災害対応能力向上について、鹿角市消防団員能力向上支援事業を小坂町でも展開すべきと考えるがどうかというお尋ねでございます。

鹿角市では、全国的に消防団員の減少が続く中、魅力ある消防団づくりを目指し、教養訓練の充実強化、能力向上に取り組んでおります。そこで、鹿角市消防団員能力向上支援事業を実施、鹿角地方職業能力開発協会が主催する講習の受講料を全額助成しております。小型車両系建設機械運転、刈払い機取扱いなどが対象となっております。

消防団員の職務は、基本的には後方支援でありますが、大規模災害などで消防団員の活動が大変頼りになるものと考えております。

当町でも団員の減少は大きな課題となっており、消防団員の装備の充実、処遇改善に取り組んでいるところでございます。鹿角市支援事業を参考にさせていただいて、機械設備も含めて能力向上に努めていきたいと考えております。

次に、ＳＮＳ詐欺被害についてのお尋ねでございます。

以前は電話による特殊詐欺被害が多かったのでございますが、最近ではＳＮＳをきっかけとする詐欺が増えているようでございます。小坂町内の方が被害に遭われたと最近の報道でありましたので、身近なものになってきていると危惧しているところでございます。

町ではこれらの詐欺や悪徳商法の被害防止を図るために、ホームページや広報こさかへの注意記事掲載のほか、ポケットティッシュ等の啓発グッズを銀行、郵便局、役場、公民館などの窓口に配置し、注意喚起を行っております。今後も多種多様な特殊詐欺が起こることが考えられますので、秋田県生活センターなどと連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、樹海ライン及び関連道路についてのお尋ねでございます。

１点目の樹海ラインの藤原から笹森展望台の区間における木々が、道路に覆いかぶさっている状態を改善できないかと、２点目の十和田湖の和井内から大川岱までの道路について、舗装状態が悪い上に側面の崩壊やガードレールの傾き、路肩の安全性に欠ける箇所等について、町として早急な対応が必要と考えるがについてでございます。

樹海ライン沿いの木々の状態及び十和田湖の和井内から大川岱までの道路の状態につきましては、建設課職員を通じて、県道及び国道を管理している鹿角地域振興局建設部へ連絡し、対応をお願いしているところでございます。

建設部からは、大型車両等の走行の支障となるおそれのある当該区間の樹木については、道路敷と隣接する国有林に属していることから、米代東部森林管理署と現状を共有していくとの連絡を受けております。

また、十和田湖の和井内から大川岱までの道路に関しては、鹿角地域振興局建設部が定期的な道路防災点検や日常的な道路パトロールを実施し、路面状況はもとより、のり面崩壊の有無や道路附属物の不具合等についても状況を把握するようにしており、今後も引き続き道路の安全性確保に努めていくとのことでございました。

なお、町では、国道454号整備促進期成同盟会において、十和田火山等の災害時や冬期間等の安全な交通確保のため、和井内から大川岱間の危険箇所整備と（仮称）西十和田トンネ

ルの早期整備について、国へ要望しているところでございます。安全安心な道路を確保するため、道路整備につきましては、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、ツキノワグマの処理についてでございます。

鹿角市の農地林務課に確認したところ、鳥獣被害対策防止協議会へ支援し、鹿角市十和田山根地区に鳥獣処理施設を整備するとのことでございます。その処理施設の利用に関しては、小坂町と鹿角市の両協議会で利用料または負担金などについて、協議が整えば使用することは可能だと回答をいただきました。ただ、この施設は鳥獣の解体作業を行うものであり、処分できる施設ではございません。

現在、駆除したツキノワグマについては、猟友会に対し自家処理を求めており、昨年は町内での処理頭数が57頭に上ったため、処理に苦慮したとのことでございました。あまりにも処理数が多かったため、個人所有地への深部埋設を行う際に大変な労力を要することと、自家処理後の残渣処分に大きな手間がかかることを問題視しているようでございます。これらについて、町で何らかの支援ができないか検討しなければならないと考えております。

以上、８番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　ありがとうございます。

まず、消防団の災害対応能力向上について、再質問をさせていただきます。

再質問は一問一答ということで、まず一つ質問したいと思います。

この事業は鹿角市単独で行っていて、始めたばかりなので、その成果はまだ判断できておりませんが、消防団での感触は良好と聞いております。このように、能力向上の意味合いからも今、町長が答弁されたように、小坂消防団員の能力向上にもそういうものを利用していただきたいということであります。

また、能力向上という観点からもう一つ発言をさせていただきたいのですが、先ほど町長の話の中で、防災士の予算を組んでいると、工藤議員の質問のほうで答弁された状況であります。今年度も秋田県で防災士養成事業が展開されている、小坂町は手を挙げて、その予算を組んでいたという状況であると思います。この制度を活用して、昨年度は小坂町社会福祉協議会の方が取得して、小坂町の安心安全な暮らしに寄与しているところであります。

私の一般質問でも何度か取り上げておりますが、防災士養成を広く進めていただきたいと思います。これはいわゆる消防団員でも条件がそろえば簡単に取れるようなものであります。

そういう状況で、今、町長が答弁された、予算を組んでいるということであれば、消防団も含めて、ほかの人も防災士を取って危機管理に備えていただきたいと思いますし、できれば、小坂町職員にも修得を促していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ＳＮＳ詐欺額について再質問でありますが、発言の内容でもお話ししたように、スマートフォン操作での被害が大半を占めております。また、固定電話での詐欺被害もまだまだ聞かれております。ＮＴＴ東日本ではその対策として、ナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの月額利用料及び工事費を無料とする高齢者無料化受付や特殊詐欺対策サービスの無償化、そして、特殊詐欺と犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合、申出による電話番号変更の工事費を無料とするサービスも行っております。

これらについても広報等でお知らせしてはと思いますが、また、鹿角市消費生活センターでは、市内に住む65歳以上の高齢世帯、または、過去に特殊詐欺被害等を受けたことのある人に対して、通話録音装置の無料貸出しを実施しております。皆さんに資料を渡していませんが、このようなチラシで、通話録音装置の無料貸出し実施中とあり、鹿角市消費生活センターでやっているそうです。これの貸出費用と取付費用が無料になっております。また、貸出期間も６か月で、期間を過ぎると更新可能となって、何回も更新できるということを聞きました。

このように、自治体が特殊詐欺被害防止のための対策を講じている事例があることから、小坂町でもこの対策を考えてはいかがと伺います。以前、川上地区でもやったということが聞かれておりますが、再度、小坂町でもこのような対策を講じていければいいのではないかと思います。そのことについて、町民課長、このような対策をしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　消費者相談窓口は観光産業課になっておりますので、私が回答いたします。

いろいろな手口が、今、世の中出回っている、様々な対策を取っていかなければならないということですので、今、ご提案いただいたもの、教えていただいたものについて、こちらのほうでも調べて、有効なものは、例えば、広報の裏面で大きく取って、見やすいところで皆さんに注意を促すとか、皆さんに知っていただきたい情報は、こちらから積極的に流していきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　ありがとうございます。

ぜひ広報等でお知らせしていただいて、小坂町での被害を少なく、この１件だけで収まるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、樹海ラインの関連についてご質問させていただきます。

今、本田議員が一般質問でありました、町内の各種照明等について関連しておりますが、冬期間、笹森展望台手前のトンネルに雪が覆いかぶさると、トンネルの内部が日中でも真っ暗になって、ライトを点灯しても見づらい状況になっております。今の時期だと明るい状況なので要らないのですけれども、冬期間は真っ暗になるという状況を確認しております。本当に見えづらい、カーブなので、ましてや冬期間、凍結しているおそれのある中で、事故が起こりかねないという状況ですので、そのトンネルに電灯を配備できないか県に要望していただきたい、または、町独自で対処できないかを１点伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（初沢　誠君）　その件につきましては、県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　ありがとうございます。

ぜひ通るような濃い内容で伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、樹海ラインに関して、町内の道路も大分傷んでいます。例えば、小学校の前、一部道路を直しています。また、ホームマート前、この前、工事が終わっております、大分傷んでいるところでした。県でもきちんとそういうところを見てやってくれているなとは思っておりますが、小学校前とか、樹海ラインを通ってみると分かるのですが、結構たわんでいるところがあるのですね。そういうところも県はパトロールしているという状況ではあるのでしょうが、その辺のことも十分県のほうに要望して、直していただきたいと思います。県に要望するというような状況を考えれば、どうでしょう。副町長、その辺の小坂町としての要望、副町長、県から来ているということで、大分期待しておりますので、その辺の要望をよろしくお願いしたいと思いますが。

○議長（目時重雄君）　副町長。

○副町長（後藤富美夫君）　どこまで県と町との橋渡しとして活躍できるかというか、貢献できるかは別としまして、そういった部分では、私、汗かいて頑張っていきたいと思いますので、日頃、議員の皆様方が県なり、国なりの施策で何とかならないかという部分につきまし

ては、こういった議会の場でなくても結構ですので、お伝えいただければ対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　突然の質問すみませんでした。先ほど言ったように、県から来ているということで、私個人としてはすごく期待しているところがあるので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

最後に、ツキノワグマの処理について再質問であります。

町長の答弁の中で、鹿角市と、要するに負担金、その他等を協議することはできるということで、大変期待はしております。ただし、私の聞いたところでは、鹿角市での捕獲頭数が多ければ、町のほうの処理はままならないかもしれないというような話も聞いております。そこで、鹿角市の施設を利用してはどうかというような質問ではありましたが、本来、小坂町で、自治体でその処理をするというのが、先ほど猟友会のほうで処理するというのが基本になっていると思います。けれども、小坂町でもその処理するものについての考えを鹿角市に預けるという協議している中で、もう一つ小坂町独自でもそういう施設を造りながら、予算化していくというのができないか、その辺のお考えを、町長どのように考えているかお考えを聞きますが、答弁は課長のほうでお願いします。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　鳥獣の処理施設についてですが、この情報は鹿角市から今年の３月頃から聞いておりましたので、その旨、猟友会の会長とお話をしました。猟友会の会長は、困っているのは処理施設ではないのだと、最後の処理の部分で困っているという話をお聞きしましたので、処理についてこちらで支援することは考えないといけないのかなというふうなところで、今、考えています。

すみません。逆に質問させていただきたいのですが、先ほど鹿角市の場合、広域で処分していると、ごみ処理場でという話をお聞きしました。今回の一般質問でツキノワグマのお話がいろいろ出てきましたので、こちらについても処理について、一番いいのは広域のごみ処理施設に持ち込んで処分するのが一番手っ取り早いので、それができないものかと、町民課長を通じて確認してもらったところ、基本的に鳥獣については受付していないというお話を伺っていましたので、処理できるとすれば、どういうルートでできるのか教えていただければと思います。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　初めて反問権を使われましたが。

私が聞いたところ、解体した個体、肉は猟友会のほうに配布すると、剥ぎ取ったというか、皮、そういうものと骨に関してはごみ処理場で処理する、要するに袋に入る程度であればという話にはなると思いますが、その中で、頭は処理できないという状況でした。ですから、鹿角広域行政組合としては、今、言ったように、皮、骨のみという状況になっていることで聞いております。

以上です。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○８番（秋元英俊君）　よろしいでしょうか。反問権を使って答えたつもりですが。

これに関しても処理ということでしたので、その処理する方法として、小坂町の猟友会は、町長が答弁したように、私有地で埋めてやるのが大変困難になってきたという状況の中で、いわゆる小坂町でも鹿角市と同様に施設を造る、それが処理ということになると思いますので、そこを考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、先ほど来、工藤議員と木村議員が熊の対策について質問しております。少し関連しているので、１つ質問させていただきたいのですが、果樹の伐採、小坂町では考えていないということで理解しましたが、佐竹知事が県議会の６月定例会に果樹の伐採、また、広告等を含めて5,900万円の予算を計上しております。それが通ればの話なのですが、通った場合、県がそういう事業をやっているということでは、町も手を挙げて、その予算に対して木の伐採をできるのではないかと思うのですが、その辺、課長そういう情報等はあるでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　今、開催されている県議会の補正予算の中に熊対策の費用が盛り込まれまして、その中で誘引樹木の伐採と、それと、緩衝帯のようなものの予算計上されているのは確認しておりましたので、予算提出した自然保護課に確認したところ、昨日、おとといだったのですけれども、詳細はまだ明らかにできないということだったので、もしその内容を確認してこちらのほうでも使えるものでありましたら、ぜひ手を挙げて活用していきたいとは考えています。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　予算が通ったら、ぜひ真っ先に手を挙げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほどの処理について、１点質問がちょっと漏れてしまったのですが、最後に１点だけ質

問させていただきます。

今、小坂町で熊のみならず、イノシシの被害が出ています。また、ニホンジカも確認されて、その鳥獣駆除等がこれから出てくると思います。そういうものも熊だけではなく、今、言ったように、鳥獣という状況の中ではかなり多くなってくることが考えられます。町としてもイノシシに対して、いや、鹿に対してそういう駆除、猟友会にお願いするところでありますけれども、その処理について猟友会に任せるだけではなく、先ほど町長が答弁しているように、町でもどうにかしなければならないという状況の中ではあると思います。質問というよりも、イノシシとかそういうものが含まれてくる状況を当局でちゃんと把握していただいて、処理に当たっていただきたいと思いますが、岩澤課長、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　実際、昨年でも、鹿、イノシシの捕獲がありまして、それについてもやっぱり熊と同様に、猟友会で自家処理をお願いしているというのが実情です。

また、頭数はまだまだ小さいのですけれども、今年も、昨日、おとといでしたか、イノシシで畑を荒らされたという情報もありましたので、情報は正しくキャッチして、それなりの対策は考えていきたいと考えています。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（秋元英俊君）　ありがとうございます。それなりの対策というのはどのような対策かお伺いしたいところでしょうが、いろいろ被害に遭った方、電線を張ったりというような、わなは許可がないとかけられないでしょうかね。その辺大分厳しい状況になると思いますが、町としても相談されたら丁寧に受け答え、処理等をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、皆さん言うように、熊、町なかに出てきて、考えてみると、自動車とか、花火とかやっていますが、動じないんですね。学習能力が高いというか、そういう時点でもう当然、出くわすような状況があると思われますので、町としても、先ほど言ったように、広報等で十分な注意隆起をしていただきたいとお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君）　これをもって、８番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君）　本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は６月19日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、各常任委員会を開催しますので、ご協力をお願いします。会場は、総務福祉常任委員会はこの会場で、産業教育常任委員会は議員室となりますので、よろしくお願いします。

散会　午後　２時４７分